

2012年6月

発行登録追補目論見書
(無登録格付に関する説明書を含む)



予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm)
(International Finance Facility for Immunisation Company)

予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm)

2015年6月29日満期 南アフリカランド建債券

(ワクチン債)

— 売出人 —

楽天証券株式会社

本債券は南アフリカランドをもって表示され、元利金の支払は南アフリカランドによって行われますので、円貨換算された受取金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。

本債券のリスク要因につきましては、「第一部 証券情報 第 5 リスク要因その他 考慮すべき事項」をご参照下さい。

無登録格付に関する説明書

(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

この情報は、平成 24 年 5 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成24年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチのホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、平成 24 年 5 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24-外債 11-2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 24 年 5 月 31 日

【発行者の名称】 予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm)
(International Finance Facility for Immunisation Company)

【代表者の役職氏名】 予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm) の財務マネージャーとしての国際復興開発銀行

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋元 勉

【住所】 東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 (03) 3288-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 橋元 勉

【住所】 東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 (03) 3288-7000

【今回の売出金額】

4億7,100万南アフリカランド（邦貨換算額51億9,984万円）

（ただし邦貨換算額は1南アフリカランド=11.04円（2012年5月30日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売相場）で換算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年4月20日
効力発生日	平成24年4月28日
有効期限	平成26年4月27日
発行登録番号	24-外債11
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000億円

【これまでの売出実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
24-外債11-1	平成24年5月31日	1,150万豪ドル (9億2,103万5,000円) (注1)		該当事項なし
実績合計額		9億2,103万5,000円 (注2)	減額総額	0円

（注1）日本円による金額は1豪ドル=80.09円（2012年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行による豪ドルの日本円に対する対顧客電信売相場）で換算されている。

（注2）実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）

3,990億7,896万5,000円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実績合計額		該当なし	償還総額	該当なし	減額総額	該当なし

【残高】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当なし

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第 1 募集債券に関する基本事項	1
第 2 売出債券に関する基本事項	1
1 売出要項	1
2 利息支払の方法	8
3 償還の方法	10
4 元利金支払場所	11
5 担保又は保証に関する事項	12
6 債券の管理会社の職務	12
7 債権者集会に関する事項	13
8 課税上の取扱い	14
9 準拠法及び管轄裁判所	17
10 公告の方法	17
11 その他	18
第 3 資金調達の目的及び手取金の使途	24
第 4 法律意見	24
第 5 リスク要因その他考慮すべき事項	24
第二部 参 照 情 報	28
第 1 参照書類	28
第 2 参照書類の補完情報	28
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	28
発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する 同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	29
有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち主要なものを 要約した書面	31

第一部【証券情報】

第1 【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2 【売出債券に関する基本事項】

1 【売出要項】

(1) 【売出人】

会社名	住所
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号
今村証券株式会社	石川県金沢市十間町25番地
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番3号 品川シーサイド楽天タワー
播陽証券株式会社	兵庫県姫路市亀井町53番地

(2) 【売出債券の名称及び記名・無記名の別】	予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm) 2015年6月29日満期 南アフリカランド建債券 (「ワクチン債」と称することがある。)(以下「本債券」という。)(注9) 無記名式
(3) 【券面総額】	4億7,100万南アフリカランド(注1)
(4) 【各債券の金額】	10,000南アフリカランド
(5) 【売出価格及びその総額】	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 4億7,100万南アフリカランド
(6) 【利率】	額面金額に対して年率4.21%
(7) 【償還期限】	2015年6月29日(ロンドン時間)
(8) 【売出期間】	2012年6月1日から2012年6月27日まで
(9) 【受渡期日】	2012年6月29日
(10) 【申込取扱場所】	売出人の日本における本店および各支店(注2)

(注1) 本債券のユーロ市場における売出人に対する発行総額は4億7,100万南アフリカランドである。

(注2) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間の取引に適用される外国証券取引口座約款に従って

なされる。各申込人は、売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の開設を申込みを記載した申込書を提出しなければならない。

申込単位については、各売出人にお問い合わせ下さい。

本債券は、発行時、恒久大券により表章され、かかる恒久大券は限られた状況においてその全部（一部は不可）が確定様式の債券に交換可能となる（下記「11 その他（2）本債券の様式」参照。）。

- (注3) 本債券は、ディーラーであるエイチエスビーシー・バンク・ビーエルシーによりユーロ市場で引受けられ、登録番号5857343の下に、登録番号1115413を持つ慈善団体としてイングランドおよびウェールズにおいて登録された非公開会社であるIFFImの2006年11月3日に定めた予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）グローバル債券発行プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき、2012年6月28日（ロンドン時間）（以下「発行日」という。）に発行者により発行される。本債券は本債券の要項（下記に定義される。）、プロスペクトス（下記「用語の定義」に定義される。）の条件、本プログラムに基づき本債券の発行に関連して作成される適用あるプライシング・サプリメント（以下「プライシング・サプリメント」という。）および債券信託證書（下記「用語の定義」に定義される。）の詳細な規定に従っている。

本債券の要項の全文はプライシング・サプリメントの関連規定とともに本債券に裏書される。

本債券所持人（下記「用語の定義」に定義される。）および利札所持人は、債券信託證書の全ての規定について、かかる規定の利益を享受する権利を有し、かかる規定に拘束され、かつ、かかる規定について通知を受けたものとみなされ、ならびに本債券所持人および利札所持人に適用ある代理人契約（下記「用語の定義」に定義される。）の規定について通知を受けたものとみなされる。

本債券につき、ルクセンブルク証券取引所の統制市場における2012年6月28日からの取引の許可を申請済である。

- (注4) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。レギュレーションSに依拠する場合、証券法に基づくルール144Aに依拠して適格機関投資家（証券法に基づくルール144Aに定義される。）に対して行われる場合、または証券法の登録義務から別の免除を受けもしくはかかる登録義務の対象ではない取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国財務省規則第1.163-5(c)(2)(i)(C)の規定（TEFRA Cルール）の規定に従って発行される。

- (注5) ディーラーは、南アフリカ共和国内において、または南アフリカ共和国内のいかなる者、会社もしくはその他の法人居住者に対し、直接的または間接的に、本債券について販売もしくは買付けの申込の勧誘または売付けを行っておらず、今後も行わない。ただし、(イ)南アフリカ共和国の為替管理規則に従っている場合、および(ロ)南アフリカ共和国コマーシャルペーパー規則、1973年南アフリカ共和国会社法および2002年南アフリカ共和国財務助言及び仲介サービス法に従い、法人居住者に対し、または南アフリカ共和国内において行う場合を除く。

- (注6) 別段の記載のない限り、本書中の「南アフリカランド」は南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカランドを、「ユーロ」および「€」は欧州連合の一部加盟国が採択した欧州単一通貨を、「米ドル」および「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルを、「クローナ」はスウェーデンの法定通貨であるスウェーデンクローナを、「英国ポンド」は英国の法定通貨である英国ポンドを、「円」は日本国の法定通貨である日本円を指す。2012年5月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行発表の(i)南アフリカランドの日本円に対する対顧客電信売相場は、1南アフリカランド=11.04円、(ii)ユーロの日本円に対する対顧客電信売相場は、1ユーロ=100.63円、(iii)米ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1米ドル=80.51円、(iv)クローナの日本円に対する対顧客電信売相場は、1クローナ=11.42円、および(v)英国ポンドの日本円に対する対顧客電信売相場は、1英国ポンド=128.24円であった。

- (注7) 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

- (注8) 本文中の「IFFIm」または「発行者」は、予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）を指す。

- (注9) 本債券に関し、発行者の申込により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行者は、本書の日付現在、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」という。）よりAA+の格付を、フィッチレーティングスリミテッド（以下「フィッチ」という。）よりAAAの格付を、また、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりAaaの格付を付されている。

本債券について、本書の日付現在で個別の格付は取得していない。

S&P、フィッチおよびムーディーズは、信用格付事業を行っているが、本書の日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、フィッチおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp>）の「フィッチについて」欄の「規制関連」の「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信

用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(11) 【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

(12) 【債券の管理会社】

該当なし。

トラスティ

シティコープ・トラスティ・カンパニー・リミテッド

(Citicorp Trustee Company Limited)

英国ロンドン市 E14 5LB キャナリー・ワーフ、カナダスクエア、シティグループセンター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

(以下「トラスティ」といい、債券信託証書(下記「用語の定義」に定義される。)に基づきその時々においてトラスティであるすべての者を含む。)

(13) 【振替機関】

該当なし。

(14) 【財務上の特約】

担保提供制限

発行者は、IFFIm の債券(下記「用語の定義」に定義される。)または IFFIm の債券に関する利札(以下「IFFIm の利札」という。)のいずれかが未償還(下記「用語の定義」に定義される。)である限り、取引文書(下記「用語の定義」に定義される。)に基づき負担が認められている借入金債務(下記「用語の定義」に定義される。)を担保するため、未払いの負債、もしくは現在もしくは将来の保証、収入もしくは資産(未払込資本金を含む。)の全部もしくは一部の上に、いかなる抵当権、担保権、先取特権、質権、またはその他の担保権を設定または保有せず、また取引文書に基づき負担が認められている借入金債務に関して保証または補償を設定または保有しない。ただし、同時にまたはそれ以前に(i) IFFIm の債券もしくは IFFIm の利札はトラスティが満足するように同等にかつ比例して担保され、または(ii) 本債券所持人の特別決議(下記「用語の定義」に定義される。)により承認されるその他の取り決めが行われる場合にはこの限りではない。

用語の定義

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「加盟日」とは、金融枠組み協定の別紙 1 に掲げられたそれぞれの寄付者の加盟日をいう。

「口座管理銀行」とは、GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定に基づく口座管理者としての職務を担う世銀、または GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定に従って随時合意される代替銀行をいう。

「追加寄付者」とは、金融枠組み協定の第 17 条に従って、金融枠組み協定に基づく当初寄付者と元よりされている者同様、加盟日以降生じるすべての権能、権利、権限、責任および義務を与えられた者をいう。

「代理人契約」とは、2006 年 11 月 3 日付の代理人契約(2007 年 12 月 17 日付の修正およびその

後の修正または補足を含む。)をいい、IFFIm、トラスティー、当初の主支払および名義書換代理人としてのシティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店ならびにかかる契約書の中で指定されているその他の代理人との間で締結されている。

「営業日」とは、関連ある呈示地、ならびにヨハネスブルグ、ロンドン、東京およびニューヨークにおいて銀行および外国為替市場が決済を行い、業務を行う日（土曜日および日曜日を除く。）（外国為替および外貨預金の取引を含む。）をいう。

「日割計算基準 30/360」とは、一定期間（当該期間の初日を含むが末日は含まない。）につき IFFIm の債券の利息額を計算する際に、利息期間の日数を 360 で除したものをいい、下記の算式に基づいて計算される。

$$\text{日割計算基準 } 30/360 = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、利息期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、利息期間の末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、利息期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、利息期間の末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、利息期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 の場合、D1 は 30 になる。

「D2」とは、利息期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 であり、D1 が 29 より大きい数字の場合、D2 は 30 になる。

「ディーラー契約」とは、IFFIm および本プログラムのアレンジャーであるゴールドマン・サックス・インターナショナル間の 2006 年 11 月 3 日付のディーラー契約（2007 年 12 月 17 日および 2009 年 8 月 12 日の修正ならびにその後の修正および補足を含む。）をいう。

「譲渡契約」とは、GAVI ファンド・アフィリエイトおよび発行者間の捺印証書で、これに従って GAVI ファンド・アフィリエイトが 1 つ以上の寄付金協定に基づくその権利、権限、利益、利権および義務（これに基づく寄付金支払に関するものを含む。）を発行者に譲渡することとなるものをいう。

「更改契約」とは、2009 年 12 月 17 日に、とりわけ GAVI アライアンス、GAVI ファンド・アフィリエイト、IFFIm および世銀間で締結された更改修正および書換済み契約をいう。

「デリバティブ取引」とは、通貨、金利、ベースス・リスク、ならびに IFFIm リスク管理戦略に記載される現在および将来の資産および/または負債に関するその他のエクスポージャーを回避する目的で（財務マネージャーによる助言を考慮した）発行者が締結するデリバティブ取引をいう。

「交換日」とは、恒久大券について、(a) (IFFIm が下記「11 その他 (2) 本債券の様式 (ii)」に従って税金面の悪影響を受ける場合には) 交換を要求する通知が交付された日、または (b) ユーロクリア（下記「11 その他 (2) 本債券の様式」に定義される。）もしくはクリアストリーム・ルクセンブルク（下記「11 その他 (2) 本債券の様式」に定義される。）が（法定休日などの休日以外の理由で）連続して業務を停止した 15 日目の日、または業務を停止する意向を表明もしくは実際に停止した日で、どちらの場合も主支払代理人の指定事務所が所在する都市および

上記 (a) の場合にはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクまたは（関連ある場合）その他の認可決済システムが所在する都市において銀行が業務を行っている日から 60 日以上経過の日をいう。

「特別決議」とは、(i) 債券信託証書に従って適宜に招集され開催される集会において、行使議決権総数の 75%以上の大多数により可決された決議、または (ii) その時点における IFFIm の債券の未償還額面金額の 75%以上を保有する者もしくは当該者を代理する者が署名した書面による決議（かかる書面決議は 1 つもしくは類似の様式を有する複数の書類に記載されて、各書類につき 1 名以上の本債券所持人もしくは当該者を代理する者により署名されたものであってもよい。）をいう。

「金融枠組み協定」とは、とりわけ当初寄付者、発行者、GAVI アライアンス、GAVI ファンド・アフィリエイトおよび財務マネージャー間で締結され、追加寄付者が随時加盟する、更改契約に従い修正および書換えられる 2006 年 9 月 28 日付の予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm) に関連する金融枠組み協定（その後の補足、変更、修正および/または代替を含む。）をいう。

「GAVI アライアンス」とは、スイス ジュネーブ Ch-1202 マインズ通り 2 番地 (Chemin des Mines 2, Ch-1202, Geneva, Switzerland) に登録住所を有するスイス法に基づき財団として組織された慈善事業体（連邦番号 CH-660-1699006-1）をいう。

「GAVI ファンド」とは、米国 20006 ワシントン D.C.、スイート 600、北西部アイ・ストリート 1776 (1776 Eye Street, NW, Suite 600, Washington D.C. 20006, USA) に事務所を有する米国ワシントン州で登録されている非営利団体（設立番号 601989024）をいう。

「GAVI ファンド・アフィリエイト口座」とは、GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定により口座管理銀行に維持される GAVI ファンド・アフィリエイト名義の口座、または GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定に従って他の銀行に開設され維持される代替口座をいう。

「GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定」とは、GAVI ファンド・アフィリエイトおよび口座管理銀行間で締結された GAVI ファンド・アフィリエイト口座の開設、維持および運営に関する協定（その後の補足、変更、修正および/または代替を含む。）をいう。

「寄付金協定」とは、各寄付者に関して、当該寄付者が GAVI ファンド・アフィリエイトと締結した寄付金協定をいう。

「寄付金支払管理協定」とは、寄付者の寄付金協定に関連する支払金の支払手続、口座情報の詳細に加えて、その他の管理およびロジスティクス上の情報を定める寄付者、IFFIm および財務マネージャー間で締結される協定をいう。

「寄付金支払」とは、各寄付者に関して、寄付者が寄付金協定の別紙 1 に規定される金額について受益者（寄付金協定に定義される。）のために引き受ける支払をいう。

「寄付者」とは、当初寄付者および追加寄付者の各々、またはそのいずれかをいう。

「世銀」とは、国際復興開発銀行（世界銀行）をいう。

「IFFIm」とは、予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm) をいい、登録番号 5857343 および慈善団体としての登録番号 1115413 を持つ、イングランドおよびウェールズ法に基づいて設立された会社であり、英国 ロンドン市 EC1Y 8BB ラムズ・パッセージ 2 (2 Lambs Passage, London EC1Y 8BB, United Kingdom) に登録住所を有する。

「IFFIm ギアリング・レシオ」とは、その時々において、IFFIm の純金融債務 (IFFIm の債券、ロ

ーンならびに IFFIm の債券およびローンをヘッジするために締結されるデリバティブ取引に関する債務を含む。) から現金および流動資産を控除した金額を、IFFIm の金融資産の純現在価値に占める割合で表したものをいい、寄付者から支払われる予定の寄付金支払 (IFFIm に譲渡済み) の純現在価値および寄付金支払をヘッジするために締結されるデリバティブ取引の純現在価値が考慮され、すべてその時々において財務マネージャーにより決定される。

「IFFIm の債券」とは、本プログラムに基づき発行される債券 (発行後の本債券も含む。) をいう。

「IFFIm リスク管理戦略」とは、財務管理契約の第 6 章に従い、発行者および財務マネージャー間で合意する発行者のその時々において最新のリスク管理戦略をいう。

「借入金債務」とは、(i) ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャーストック、転換債券もしくはその他の有価証券、(ii) 借入金、または (iii) 引受もしくは引受条件付信用に基づく、もしくはこれに関する負債のための、またはそれらに関する債務 (元本、プレミアム、利息またはその他の金額のいずれであるかを問わない。) をいう。

「当初寄付者」とは、金融枠組み協定にその名前が表示される寄付者をいう。

「利息期間」とは、発行日 (同日を含む。) から初回利払日 (下記「2 利息支払の方法 (1) 本債券の利息」に定義される。) (同日を含まない。) までの期間および利払日 (同日を含む。) から翌利払日 (同日を含まない。) までの各後続の期間をいう。

「ローン協定」とは、金融枠組み協定において想定されている関連貸付者と発行者間のローン・ファシリティ協定をいう。

「ローン・ファシリティ」とは、ローン協定に基づいて利用可能なローン・ファシリティをいう。

「ローン」とは、ローン・ファシリティに基づいて行われるローンをいう。

「定款」とは、イングランドおよびウェールズにおいて登録されている会社の基本定款および付属定款をいう。

「多国籍開発銀行」とは、加盟者が主権を有する政府である国際条約により設立された国際金融機関をいう。

「非特定国向けプログラムへの資金提供申請」とは、手続覚書の第 2 部第 2.2 条に定められている意味を有する。

「本債券所持人」とは、本債券の保有者、ならびに文脈によっては無記名式の IFFIm の債券および関連ある受領証の保有者または記名式の IFFIm の債券に名前が登録されている者 (場合による。) をいい、(本債券、IFFIm の債券、本債券に関する利札 (以下「利札」という。) または IFFIm の利札にかかる) 「所持人」とは、本債券、利札、無記名式の IFFIm の債券または IFFIm の利札の保有者または記名式の IFFIm の債券に名前が登録されている者 (場合による。) をいう。

「債券発行契約」とは、債券信託証書、または IFFIm が本債券を発行する当事者であるその他の契約をいう。

「債券信託証書」とは、2006 年 11 月 3 日付 (2007 年 12 月 17 日付の第 1 回追補債券信託証書および 2008 年 8 月 4 日付の第 2 回追補債券信託証書による補足ならびにその後の修正または補足を含む。) の信託証書をいい、IFFIm と IFFIm の債券所持人の受託者としてのトラスティー (この表現は、その時々においてかかる証書の受託者であるすべての者を含むものとする。) の間で締結されている。

「未償還」とは、発行された全ての IFFIm の債券のうち、(a) プライシング・サプルメントにより補完されるプロスペクタスにおける「本債券の要項」（その重要な規定は「第一部 証券情報 第 2 売出債券に関する基本事項」に記載されており、以下「本債券の要項」という。）に従って償還された IFFIm の債券、(b) 償還期日が到来しており、その償還資金（当該償還期日までの IFFIm の債券のすべての経過利息および当該償還期日後に支払われるべき利息を含む。）が債券信託証書に規定するトラスティーまたは主支払代理人に適式に支払われており、また、当該償還資金が IFFIm の債券および/または IFFIm の利札（場合による。）の呈示および提出と引換に支払われうる IFFIm の債券、(c) 無効となり、または IFFIm の債券に関する請求が時効となった IFFIm の債券、(d) 本債券の要項の規定により買入消却された IFFIm の債券、(e) 代替債券との交換のために提出された汚損または毀損した無記名式の IFFIm の債券、(f) 紛失、盗難または滅失したとされ、IFFIm の債券に関して代替債券が発行された無記名式の IFFIm の債券（未償還の IFFIm の債券の数を決定するためだけのもので、その他の目的上 IFFIm の債券の地位に影響を与えることはない。）、ならびに (g) 恒久大券に交換される部分の仮大券および 1 つ以上の確定様式の IFFIm の債券と交換される大券のうち、いずれの場合もかかる大券の規定に従って交換された部分の IFFIm の債券を除く債券をいう。ただし、(1) 債権者集会に出席し議決権を行使する権利を確定すること、(2) 本債券の要項の第 10 条、第 11 条および第 12 条、ならびに債券信託証書の別紙 3 の目的において、未償還の IFFIm の債券の数を決定すること、ならびに (3) トラスティーが本債券所持人の利益に関して、またそれを基準に、明示または黙示を問わず、行使することが要求されている裁量、権限、権能を行使することを目的とする場合、実質的に発行者によりまたは発行者のために保有され、消却されていない IFFIm の債券は（同条件で保有されている限り）未償還であるとはみなされない。本債券にかかる「未償還」は上記に従い解釈される。

「手続覚書」とは、(とりわけ) 適格国向けプログラムへの資金提供申請および非特定国向けプログラムへの資金提供申請の承認に関する運営手続およびガイドラインならびに継続プログラム監視手続を規定している金融枠組み協定の別紙に含まれる手続覚書をいい、かかる文書は、随時、金融枠組み協定の第 26.2 条に従い変更することができる。

「プロスペクタス」とは、本プログラムに関する 2011 年 8 月 24 日付の簡略基本目論見書（その時々による修正または補足を含む。）をいう。

「関連日」とは、本債券または利札について、本債券または利札の支払期限が最初に到来する日もしくは（期限の到来した金額について不当に留保もしくは拒絶された場合は）未払いの金額について全額支払を行う日、または本債券もしくは利札を本書の規定に従って再び呈示することにより、本債券の所持人に対して支払がなされる旨の適法な通知がなされた日（当該日が上述の各日より前の場合）（ただし、実際の支払はかかる呈示後に行われる。）をいう。

「GAVI ファンド・アフィリエイト」とは、英国ロンドン市 EC2A 2RS プリムローズストリート 20、ザ・ブロードゲート・タワー 3 階（The Broadgate Tower, Third Floor, 20 Primrose Street, London EC2A 2RS, United Kingdom）に登録住所を有し、登録番号 5830438 および慈善団体番号 1115297 を持つ、イングランドおよびウェールズ法に基づいて設立された法人をいう。

「取引文書」とは、金融枠組み協定、プロスペクタス、各ローン協定、債券信託証書、IFFIm の債券、各譲渡契約、代理人契約、ディーラー契約、デリバティブ取引に関して発行者が相手方と締結した協定、あらゆる債券発行契約、各寄付金協定、各寄付金支払管理協定、財務管理契約お

よび GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定の各々、ならびに財務マネージャーが指定するその他の文書、またはそのいずれかをいう。

「財務管理契約」とは、財務マネージャーおよび発行者間で締結された財務管理サービスの提供に関する 2006 年 9 月 29 日付の契約（その後の補足、変更、修正および/または代替を含む。）をいう。

「財務管理サービス」とは、財務管理契約において定められる意味を有する。

「財務マネージャー」とは、財務管理契約の規定により財務マネージャーの職務を担う世銀、または財務管理契約の規定に従って随時任命される、財務管理契約に基づき財務管理サービスを遂行する能力を有し、世銀と同等の格付を有する承継または代替の多国籍開発銀行をいう。

2【利息支払の方法】

(1) 本債券の利息

各本債券の利息は、発行日（同日を含む。）より未償還の額面金額に対して年率 4.21%の固定利率が付され、2012 年 12 月 29 日（ただし、非営業日を調整するため、実際の初回利払日は 2012 年 12 月 28 日となる。）を初回とする毎年 6 月 29 日および 12 月 29 日（以下各当該日を「利払日」という。）にその日（同日を含まない。）までの半年分の利息、すなわち額面 10,000 南アフリカランドの各本債券につき 210.50 南アフリカランド（以下「固定利息額」という。）が後払いされる。ただし、初回利払日の 2012 年 12 月 29 日（ただし、非営業日を調整するため、実際の初回利払日は 2012 年 12 月 28 日となる。）には、発行日（同日を含む。）から 2012 年 12 月 29 日（同日を含まない。）までの期間についての利息、すなわち額面 10,000 南アフリカランドの各本債券につき 211.67 南アフリカランドが後払いされる。

(2) 利息の発生

各本債券には、償還日以降は利息が付されない。ただし、適法な本債券の呈示がなされたにもかかわらず、支払が不当に留保または拒絶された場合は、（判決の前後を問わず）関連日まで、本書に規定する方法で上記(1)に定められる利率により引続き利息が発生する。

(3) 計算

本債券につき、ある期間に対して支払われるべき利息を計算する場合には、その利息の額は、上記(1)に記載の利率と当該本債券の額面金額の積に、日割計算基準 30/360 を乗じて計算される。ただし、かかる期間について固定利息額が定められている場合、かかる期間の当該本債券について支払われる利息額はかかる固定利息額に等しい金額とする。

(4) 最終償還金額の決定および公表

計算代理人は、計算代理人が最終償還金額（下記「3 償還の方法」に定義される。）（および償還される日までの経過利息）に関して決定または計算を行う必要がある日に最終償還金額（および償還される日までの経過利息）を計算し、最終償還金額（および償還される日までの経過利息）をトラスティー、IFFIm、各支払および名義書換代理人、本債券所持人への通知を要求される場合ならびに本債券が証券取引所に上場しており、かかる取引所の規則またはその他の関連当局が要求する場合には、決定後いかなる場合にも 4 営業日目を超えず決定後可及的速やかに、かかる取引所またはその他の関連当局に通知する。本債券が下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」に基づき支払期限が到来する場合、本債券について支払われる経過利息は、上記にかかわ

らず、引続き本「2 利息支払の方法 (4) 最終償還金額の決定および公表」に従って計算され、トラスティーが要求する場合を除き、計算された利息額の公表は要されない。計算代理人による金額の決定および各決定または計算は、(明白な誤りがない限り) 最終的なものであり、すべての当事者を拘束する。

(5) トラスティーによる計算

計算代理人がいかなる時も何らかの理由により利息額または最終償還金額(および償還される日までの経過利息)の計算を行わない場合、トラスティーはかかる計算を行い(または(発行者の費用負担で)代わりに計算を行う代理人を任命し)、かかる計算は計算代理人によりなされたものとみなされる。その際、トラスティーは、本「2 利息支払の方法」の上記規定について、トラスティーが可能であると考え、その他すべての観点から、あらゆる状況において公平かつ合理的であるとトラスティーが考える方法で行う限りにおいて、必要な修正を加えて適用し、当該各計算は計算代理人が行ったものとみなされる。

(6) 最終となる通知等

本「2 利息支払の方法」の規定上、計算代理人によるかトラスティーによるかを問わず、送付され、表明され、行われ、取得されたすべての通知、意見書、判定、証明書、計算、相場および決定は、(故意の不履行、不誠実または明白な誤りでない限り)発行者、代理人ならびにすべての本債券所持人および利札所持人を拘束し、計算代理人またはトラスティー(適用ある場合)は、(故意の不履行または不誠実でない限り)発行者または本債券所持人に対する責任について、本「2 利息支払の方法」に基づく権限、義務および裁量の計算代理人またはトラスティー(適用ある場合)の行使(履行)または不行使(不履行)に関し、その責任を負わない。

(7) 計算代理人

発行者は本債券の要項において規定し、本債券が未償還である限り、常時1名以上の計算代理人を維持する。計算代理人が計算代理人としての行為を行うことができず、もしくは行わず、計算代理人が利息額もしくは最終償還金額(および償還される日までの経過利息)を適式に計算せず、トラスティーがかかる計算を本「2 利息支払の方法 (5) トラスティーによる計算」に基づいて行った場合(場合による。)、または計算代理人がその他の要求に従わない場合、発行者は(トラスティーの事前の承諾により)かかる計算代理人の代わりに計算代理人として職務を行う、銀行間市場(該当する場合、マネー、スワップもしくは店頭指数オプション市場)に従事する主要銀行もしくは投資銀行を任命する。当該銀行間市場(該当する場合、マネー、スワップもしくは店頭指数オプション市場)とは、(主要なロンドンの事務所もしくは当該市場に積極的に関与するその他の事務所を通じて職務を行う)計算代理人が行う計算にもっとも密接な関係性を有する市場をいう。計算代理人は上述のとおり承継者が指名されない限り、その職務を辞すことはできない。

(8) 切り上げ、切り下げ

本債券の要項に従って要求される計算については(別段の定めがない限り)、(i)かかる計算から生じるすべての百分率につき、必要であれば0.00001%未満を四捨五入し、(ii)すべての数字は8桁目を四捨五入して7桁の有効数字とし、(iii)支払期限となったすべての通貨額は最小単位未満を四捨五入する。かかる目的上、「単位」とは当該通貨国の法定通貨として入手できる当該通貨の最低額を意味する。

3【償還の方法】

(1) 満期償還

本債券が、下記に定められるとおり、期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は2015年6月29日（以下「償還期限」という。）に額面金額（以下「最終償還金額」という。）にて償還される。

(2) 税制上およびその他の理由による期限前償還

本債券は、以下の場合、発行者の選択により、「10 公告の方法」に従って、30日以上60日以下の事前の取消不能の通知を所持人に対して行った後、最終償還金額をもって、（償還される日までの経過利息とともに）その全部（一部は不可。）を随時償還することができる。かかる場合は、（i）発行者が英国もしくは課税権限を有する英国のもしくは英国内の下部行政主体もしくは当局の法令に対する変更もしくは修正、またはかかる法令の適用もしくは公的解釈の変更（本債券を構成するシリーズの第1トランシェを発行する合意がなされた日以後に公表され、発効した変更もしくは修正に限る。）が生じたことにより、下記「8 課税上の取扱い」に記載された追加額を支払わなければならないかもしくは支払う義務を負うこととなることについて、または本債券に関して支払われる金額を基準に計算される金額（本債券について支払われる利息から源泉徴収または控除された税額を除く。）を税務当局に申請しなければならないかもしくは申請する義務を負うこととなることについて、かかる通知を交付する直前にトラスティーを満足させ、かつ、（ii）発行者が、発行者に利用可能な合理的な措置を講じても、当該義務を回避することができない場合をいう。ただし、かかる償還通知は、本債券に関する支払期日が到来していたとすれば、発行者が当該追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の90日以上前にはなされないものとする。本段落に基づく償還通知の公告に先立ち、発行者はトラスティーに対して、上記（i）に記載した義務は発行者が発行者に利用可能な合理的な措置を講じても回避することができないことを示す事実を表明した発行者の2名の理事により署名された証明書、ならびに発行者が当該変更または修正により追加額を支払う義務を負い、または負うこととなることについて定評ある外部法律顧問の意見書を交付し、トラスティーはかかる証明書および意見書を上記（i）および（ii）に定める前提条件を満たすことにつき十分な証拠として受領する権利を有する。かかる場合においてかかる証明書および意見書は最終的なものであり、本債券所持人および利札所持人を拘束する。

(3) 買入消却

発行者は、（本債券にかかる期限未到来の利札すべてが付されているか、ともに提出されることを条件として）公開市場その他において、いかなる価格でも本債券を買入れることができる。

発行者によりまたは発行者のために買い入れたすべての本債券は、当該各本債券を期限未到来の利札すべてとともに、主支払代理人にまたは主支払代理人の指図に基づき引渡すことにより、消却のために提出され、発行者により償還されたすべての本債券（本債券に付されるか同時に提出された期限未到来の利札すべてとともに）とともに直ちに消却される。消却のために提出されたすべての本債券は再発行または再販売することはできず、また当該本債券にかかる発行者の義務は免除される。

4【元利金支払場所】

(1) 元本および利息の支払

本債券に関する元本および利息の支払は、下記の記載に従って、米国およびその属領外の支払代理人の指定事務所における関連ある本債券（元本全額の支払の場合）または利札（利息の場合。場合による。）の呈示および提出（期限の到来した金額の一部の支払については裏書）に対して、ヨハネスブルグにある銀行宛ての南アフリカランドで振り出された小切手、または所持人の選択によりかかる銀行のかかる通貨建ての口座への送金により行われる。

(2) 財務法に従った支払

いずれの場合においても支払はすべて支払場所において適用ある財務またはその他の法律、規則および指令に従って行われる。かかる支払につき、本債券所持人または利札所持人に対して、いかなる手数料または費用も課されない。

(3) 代理人の指名

発行者が代理人契約により指名した当初の主支払代理人、支払代理人および計算代理人、ならびに当該代理人の各指定事務所は以下のとおりである。

主支払代理人

シティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店

英国ロンドン市 E14 5LB キャナリー・ワーフ、カナダスクエア、シティグループセンター
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

支払代理人

デクシア・バンク・アンテルナショナル・ア・リュクサンブール・ソシエテ・アノニム
ルクセンブルク市 L-2953 ルート・デェッシュ 69

(69 Route d'Esch L-2953 Luxembourg)

計算代理人

シティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店

英国ロンドン市 E14 5LB キャナリー・ワーフ、カナダスクエア、シティグループセンター
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

主支払代理人、支払代理人および計算代理人は発行者の代理人としてのみ行為し、本債券所持人または利札所持人に対して義務を負わず、本債券所持人または利札所持人と代理関係または信託関係にない。発行者は、いつでも、トラスティーの同意を受けて、主支払代理人、その他の支払代理人または計算代理人の指名を変更または終了する権利、ならびに追加のまたはその他の支払代理人または計算代理人を指名する権利を有する。ただし、発行者は常に、(i) 主支払代理人、(ii) 発行者が設立された法域以外の欧州大陸内の法域 (IFFIm の債券がルクセンブルク証券取引所に上場されている限り、ルクセンブルク) における支払代理人、(iii) 本債券の要項が要求する場合 1 名以上の計算代理人、(iv) IFFIm の債券がその他の証券取引所に上場する場合、それぞれの証券取引所が要求しトラスティーが承認するその他の代理人、ならびに (v) 2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27 日に開催された貯蓄収入に関する経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令 (European Council Directive) 2003/48/EC その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、税金を源泉徴収または控除する義務を負わない欧州連合加盟国内の支払代理人を維持

する。

当該事項に関する変更または指定事務所の変更の通知は、「10 公告の方法」に従って、本債券所持人に対し、速やかに行われる。

(4) 期限未到来利札

(i) 本債券は、本債券の償還日に本債券に関連あるすべての期限未到来利札（もしあれば）とともに支払のために提出されるが、かかる支払額は、各欠缺期限未到来利札の額面金額に等しい金額（または全額支払われなかった場合には、かかる欠缺期限未到来利札の金額のうち、支払われた元本総額の支払われるべき元本総額に対する割合に相当する金額）が支払期限の到来した最終償還金額から差し引かれた金額とする。控除された金額は、当該元本の支払に関する関連日より 10 年以内にかかる欠缺利札を提出することにより（かかる利札が下記「11 その他 (4) 時効」により無効となっているか否かにかかわらず）上記の方法で支払われる。

(ii) 本債券の償還日が利息支払日でない場合、直前の利息支払日または発行日（場合による。）より付された利息は、関連ある本債券が呈示（および適切な場合には提出）された場合のみ支払われる。

(5) 非営業日

本債券または利札に関するいずれかの支払期日が営業日でない場合、かかる支払期日は翌営業日まで延長され（ただし、かかる営業日が翌月の日となる場合には、直前の営業日とする。）、所持人はかかる期日まで支払を受ける権利を有さず、かかる調整によりいかなる利払またはその他の支払を受ける権利も有さない。

5【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券（関連ある利札を含む。）は、発行者の直接、無条件、非劣後かつ（「1 売出要項 (14) 財務上の特約」の担保提供制限の規定に従った）無担保の債務であり、常に本債券相互間で同順位であり互いに優先されない。

(2) 本債券および利札に基づく発行者の支払債務は、適用ある法律により規定される例外を除き、上記「1 売出要項 (14) 財務上の特約」の担保提供制限の規定に従って、発行者のその他すべての現在および将来における無担保かつ非劣後の借入金債務に関する支払債務と常に少なくとも同順位である。発行者は、本債券の要項および債券信託証書に明示的に規定される場合を除き、本債券に関する支払について責任を有しない。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

トラスティの職務

(1) 強制執行

トラスティのみが本債券所持人および利札所持人の権利を強制執行するために、債券信託証書に基づき利用可能な救済を求めることができる。ただし、当該手続または債券信託証書、IFFIm の債券もしくは IFFIm の利札に関連するその他の行為は、(i) 特別決議により指示され、またはその時点における IFFIm の債券の未償還額面金額の 5 分の 1 以上の所持人

により要求される場合で、かつ (ii) トラストイーが満足するように補償および/または保証される場合でなければ行われぬ。また、トラストイーが債券信託証書に基づいて手続を行う義務を負ったにもかかわらず合理的な期間内にそれを行わず、かかる不履行が継続する場合を除き、いかなる本債券所持人および利札所持人も発行者に対して直接実施する権利を有しない。

(2) トラストイーの権利

トラストイーはその職務(下記「7 債権者集会に関する事項」、下記「11 その他 (5) 修正、放棄、承認または決定」および下記「11 その他 (6) 交替」に記載するものを含むがこれに限定されない。)を執行するにあたり、本債券所持人全体の利益を考慮し、個々の本債券所持人または利札所持人に対する当該執行の結果を考慮してはならない。また、トラストイー、ならびに本債券所持人および利札所持人は、当該執行による個々の本債券所持人または利札所持人に対する税効果について、発行者によるいかなる補償または支払も要求および請求する権利を有さない。

(3) トラストイーの補償および義務

債券信託証書にはトラストイーの補償およびその責任免除に関する規定が含まれる。トラストイーは、個人的な責任または費用を生じさせる可能性を有する債券信託証書に基づく行為については、かかる責任または費用がトラストイーの満足するとおり補償および/または保証されない限り、当該行為を行う義務を負うものではなく、その必要もない。トラストイーおよびその関係会社は発行者と事業取引を行う権利を有し、当該取引から生じる利益について本債券所持人に対し責任を負うものではない。

トラストイーは、債券信託証書に基づき指名されたその他の者が発行者に対して有する債務の履行について、監督する責任を負うものではない。

債券信託証書において、当該債券信託証書に基づきトラストイーとして行為するにあたり、トラストイーは本債券所持人以外の者に対する義務または責任を負うものではなく、本債券所持人の利益のみを考慮すると規定される。

7 【債権者集会に関する事項】

債券信託証書は、本債券の要項または債券信託証書の規定の特別決議による修正の承認を含め、本債券所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を開催するための規定を含んでいる。かかる集会はその時点において IFFIm の債券の未償還額面金額の 10%以上を保有する本債券所持人により招集される。特別決議を審議するために招集される集会の定足数は、その時点において IFFIm の債券の未償還額面金額の過半数を保有もしくは代理する 2 名以上の者とし、延会においては、保有または代理されている IFFIm の債券の額面金額にかかわらず、本債券所持人または本債券所持人を代理する 2 名以上の者とする。ただし、かかる集会の議事にとりわけ (i) 本債券の満期日もしくは償還日もしくは本債券の利息支払日の修正、(ii) 本債券の額面金額もしくは償還時に支払われるプレミアムの減額もしくは取消、(iii) 本債券にかかる利率の引き下げ、または利率もしくは利息額の計算方法もしくは計算基準の変更、(iv) 最終償還金額の計算方法もしくは計算基準の変更、(v) 本債券の支払通貨または表示通貨の変更、(vi) 債権者集会で要求される定足数もしくは特別決議の可決に要する過半数規定の修正、(vii) 当該例外に関する債券信託証書の規定の修正、

(viii) 発行者もしくはその他の団体の株式、債券もしくはその他の債務もしくは証券との本債券の交換もしくは代替、またはこれらへの転換の承認、(ix) 債券信託証書に基づく主債務者としての発行者（もしくはその前の代替者）と他の団体との代替の承認、または (x) 「1 売出要項 (14) 財務上の特約」の担保提供制限の規定の修正の提案に関する審議が含まれる場合には、本債券の要項に従い、かつ債券信託証書により他の者に与えられた権限を侵害することなく、必要定足数はその時点における IFFIm の債券の未償還額面金額の 75%以上、延会においては 25%以上を保有または代理する 2 名以上の者とする。適法に可決された特別決議は、(かかる決議が可決された集会に出席していたか否かにかかわらず) 本債券所持人およびすべての利札所持人を拘束するものとする。

8【課税上の取扱い】

本債券および利札につき発行者によりもしくはそのために行われる元本および利息の支払はすべて、英国または課税権限を有する英国のもしくは英国における当局によりまたは英国において、課され、徴収され、源泉徴収され、または科される現在および将来のいかなる性質の公租公課であっても課されず、源泉徴収または控除されない。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律で要求される場合はこの限りではない。この場合、発行者はかかる源泉徴収または控除が要求されなかった場合に本債券所持人および利札所持人が受領するはずであった金額を本債券所持人および利札所持人が受領するよう追加で支払う。ただし、本債券および利札に関し、かかる追加金額は以下のいずれかの場合には支払われない。

- (a) 単に本債券または利札を所有すること以外に英国との関わりを有するため、本債券または利札に関して、当該公租公課に対して責任を有する、または免税のために非居住者であることもしくはその他同様の申告を行うことによりかかる源泉徴収もしくは控除を免れることができたが、それをしなかった所持人もしくは当該所持人を代理する第三者への支払の場合。
- (b) 関連日より 30 日以上経過後に支払のための呈示が行われた場合。ただし、30 日目が営業日である場合には、当該 30 日目の日に所持人が支払のための呈示を行うことにより当該追加額を受領する権利を有する。
- (c) かかる源泉徴収または控除が個人の支払に対して課され、2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27 日に開催された貯蓄収入に関する経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令 2003/48/EC その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、もしくはかかる指令を遵守するために制定される法律、または欧州共同体およびその他同様の政策を行う法域間の協定により要求される場合。
- (d) 英国において支払のために呈示される（またはそれを表章する確定債券が呈示される）場合。
- (e) 欧州連合の加盟国における他の支払代理人に対して関連ある本債券または利札を呈示したならば、源泉徴収もしくは控除を回避することができたであろう所持人もしくは当該所持人を代理する第三者により支払のために呈示される場合。

(1) 英国の租税

以下の説明は、一般的な性質のものであり、本債券にかかる支払利息について英国の源泉税の取扱いのみに関連する現在の英国法および歳入関税庁の慣例に基づいており、包括的なものではない。かかる説明は本債券の完全な受益権者のみに適用され、本債券の取得、所持または処分に

ついてその他の英国の課税上の問題を取り扱うものではない。将来の本債券所持人に対する英国の税務上の取扱いは、当該債券所持人の個人の状況により異なり、また今後変更する可能性がある。将来の本債券所持人は英国以外の管轄の税金が課される可能性がある。自身の税制上の位置づけについて確信が持てない場合には、独立した専門の顧問に相談されたい。

本債券の利息

発行された本債券は、2007年所得税法（以下「ITA」という。）1005条に定める意味における認定証券取引所に上場されている場合および継続して上場する限り、ITA 987条に定める意味における「上場ユーロ債」を構成する。関連法令について歳入関税庁より公表された解釈に基づくと、その時々において欧州連合の加盟国であるか、または欧州経済地域の一部である国の規制当局により正式に上場され、当該国の認定証券取引所において取引が認められている有価証券はかかる要件を満たす。

ルクセンブルクでは金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）が規制当局であり、ルクセンブルク証券取引所が認定証券取引所である。かかる状況である場合、有価証券が金融監督委員会により上場され、かつ、ルクセンブルク証券取引所における取引が認められている限り、当該有価証券はルクセンブルク証券取引所の規制市場に上場されていると扱われ、従って上場ユーロ債を構成する。

本債券が上場ユーロ債であり、上場ユーロ債であり続ける間については、本債券にかかる利息の支払は、英国の税務上、源泉徴収または控除なしに行うことができる。

本債券の利息の支払はまた、法人により支払われる場合で、かつ支払時に発行者（および本債券の利息がその者により支払われる場合またはその者を通じて支払う場合のその者）が(i)実質的所有者が利息の支払いに関して英国の法人税の課税対象者であると合理的に信じている場合、または(ii)支払がITA 935条、936条もしくは937条の規定に該当する場合、英国の税務上、源泉徴収または控除なしに行うことができる。ただし、上記(i)および(ii)に規定されるいずれの場合においても、歳入関税庁が、合理的な根拠に基づき上記の例外措置が支払時に利息のかかる支払に関して利用可能でないと判断し、利息から税額が控除された上で支払われるべき旨の通達を発していないことを条件とする。

本債券の利息の支払はまた、本債券の残存期間が365日以下であり、当該債券が364日以上残存期間に利用することを目的とした借入計画または借入協定の一部を構成していない場合、英国の税務上、源泉徴収または控除なしに行うことができる。

その他の場合には、英国所得税として本債券の利息支払時に基本税率（現在20パーセント）での金額が一般的に源泉徴収される。ただし、本債券所持人に関して適用ある租税条約がより低い源泉徴収税率（または源泉徴収しない旨）を定めている場合、歳入関税庁は、発行者に対し、税の控除をすることなく本債券所持人に対し利息を支払う旨（または、関連する租税条約に規定された率で租税を控除して利息を支払う旨）の通知を発することができる。

本債券が額面金額の100%未満の発行価格（即ち、ディスカウント）で発行される場合、かかる本債券に関して生じたディスカウント要素に関する支払いは、利息に関する支払いとならない限り、一般的に英国所得税に関する源泉徴収または控除の対象とはならない。ただし、概要以下の報告義務に服することがある。

本債券所持人は、一定の場合、歳入関税庁が本債券所持人に利息の支払もしくは記帳を行う、

または本債券所持人のために利息を受領する英国所在の者から情報(利息の実質的所有者の名および住所を含む。)を取得する権限があることに注意すべきである。歳入関税庁はまた、一定の場合、2005年所得税法(貿易およびその他の所得)の目的上ディーブ・ディスカウント証券である本債券の償還時に支払われる金額を他の者に支払う、または他の者のためにかかる金額を受領する英国在住の者から情報を取得する権限がある。ただし、歳入関税庁が公表した慣例によると、ディーブ・ディスカウント証券の償還時に支払われる金額で2013年4月5日以前に支払われるものに関して、歳入関税庁は、かかる情報を要求するために上記の権限を行使しない予定である。かかる情報には、償還時に支払われる金額の実質的所有者の名および住所を含むことがある。取得した情報は、一定の場合、歳入関税庁は、本債券所持人が租税の目的上居住者である法域の課税当局と交換されることがある。

貯蓄収入への課税に関する欧州指令

貯蓄収入への課税に関する欧州理事会指令 2003/48/EC(以下「欧州連合貯蓄課税指令」という。)に基づき、欧州連合の各加盟国は、各加盟国の法域内の者が他の加盟国に居住する個人または他の加盟国に設立されたある特定の限定された種類の事業体に支払った利息(およびその他の同様の所得)もしくはかかる者が回収した利息の支払の詳細について、当該他の加盟国の税務当局に提供しなければならない。ただし、経過期間中、特定の加盟国はかかる支払に関して(当該期間中にその他の制度を選択しない限り)、ある手続に従い源泉徴収制度を運用するよう要求されるが、一定の条件を満たした場合には、利息又は同様の所得の受益権者は、源泉徴収が行われないように要求することができる。(かかる経過期間の終了は、特定の国との情報交換に関する特定の協定の締結による。)。スイスを含む欧州連合の非加盟国および属領の多数は、欧州連合に合意し、欧州連合貯蓄課税指令と同様の政策(スイスの場合は源泉徴収制度)を採用している。

欧州委員会は、欧州連合貯蓄課税指令の規定の一定の変更について提案している。かかる変更が実施された場合、これらの規定が広範囲な状況において適用される可能性がある。

欧州連合貯蓄課税指令は、加盟国によるその他の種類の源泉徴収課税を妨げるものではない。

(2) 日本国の租税

本債券に投資しようとする申込人は、各申込人の投資状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本債券の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子所得として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3第1項に定義される支払の取扱者(原則として売出人を含む。)を通じて交付される場合には、同法第3条の3第6項に定義される公共法人等、金融機関および金融商品取引業者等を除いて20%(所得税と住民税の合計)の源泉所得税が課される(なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は復興特別所得税(所得税額の2.1%)も併せて源泉徴収される)。源泉所得税額は、その利子につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉所得税額を、一定の制限の下で、法人税および地方税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合は、雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益は、日本国の居住者の場合は、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされる。内国法人の場合は、当該譲渡所得は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

(1) 準拠法

債券信託証書、本債券および利札は英国法に準拠し、これに従って解釈される。

(2) 管轄権

英国の裁判所は本債券または利札に起因もしくは関連して生じる紛争を解決するための管轄権を有し、従って本債券または利札に起因もしくは関連して生じるいかなる法的措置または手続もかかる裁判所において提起することができる。発行者は債券信託証書において取消不能の形でかかる裁判所の管轄権に従っている。

10 【公告の方法】

本債券所持人に対する通知は、ロンドンにおいて一般に頒布されている日刊新聞（フィナンシャル・タイムズ（Financial Times）を予定）に掲載された場合、さらに本債券がルクセンブルク証券取引所に上場されている限り、ルクセンブルク証券取引所のウェブサイト（www.bourse.lu）またはルクセンブルクにおいて一般に頒布されている日刊新聞（ルクセンブルク・ウォート（Luxemburger Wort）を予定）に掲載された場合、それぞれ有効であるものとする。トラスティの意見によりかかる掲載が実際的でない場合、トラスティが同意したヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊新聞に掲載された場合に有効に行われたものとする。上記の通知はいずれもかかる掲載日に（または2回以上もしくは異なる日に行われた場合は、上記の規定どおりに掲載された最初の日に）行われたものとみなされる。

利札所持人は、本「10 公告の方法」による本債券所持人に対する通知の内容については、すべての点において通知を受けたものとみなされる。

すべての本債券が大券（下記「11 その他 (2) 本債券の様式」に定義される。）により表章され、かかる大券が決済システムを代理して保有される限り、本債券所持人に対する通知は、本項で要求される公告の代わりに、決済システムから適格な口座名義人に通知するために、関連通知をかかる決済システムに交付し、または関連ある通知を大券の所持人に交付することにより行うことができる。ただし、本債券がルクセンブルク証券取引所の統制市場に上場され、当該取引所の規則により要求される場合、ルクセンブルク証券取引所のウェブサイト（www.bourse.lu）またはルクセンブルクにおいて一般に頒布されている主要新聞（ルクセンブルク・ウォート（Luxemburger Wort）を予定）にも公告が掲載される。

11【その他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下各々を「債務不履行事由」という。）の1つ以上が発生し、トラスティーがかかる債務不履行について発行者に対し書面による通知を行った場合、かかる通知後 30 暦日目の日後いつでも（ただし、当該事由が継続している場合）、トラスティーは発行者にその裁量により、IFFIm の債券の支払期限が到来し、直ちに経過利息とともに最終償還金額で支払われる旨を通知することができ、また、その時点で IFFIm の債券の未償還額面金額の少なくとも 5 分の 1 以上の所持人が要求した場合、または特別決議により指示される場合、（トラスティーが満足する形で補償および/または保護されるという条件で）トラスティーは発行者にかかる旨を通知するものとする。

(a) 支払の不履行

発行者が IFFIm の債券またはその一部に関して支払うべき金額のいずれかの支払を履行せず、かかる不履行が 90 暦日間継続する場合。

(b) クロス・デフォルト

(i) 発行者の借入金債務が債務不履行（表現の何如を問わない。）により期限前に返済すべきこととなり、(ii) 発行者が借入金債務につき、元来適用される猶予期間の支払期限にその支払を行わず、または(iii) 発行者がその他の者の借入金債務に関して行った保証および/または補償に基づく未払金の支払について、かかる保証および/または補償が付与された証券に含まれる元来適用される猶予期間の支払期限に支払を行わない場合。

(c) IFFIm ギアリング・レシオによるデフォルト

いずれかの日において IFFIm ギアリング・レシオが 100%を超え、当該日より 150 暦日連続で 100%超となる場合。いずれかの時点における IFFIm ギアリング・レシオにかかる理事の証明書はすべての関係者にとって最終的かつ拘束力を有するものとなる。

IFFIm の債券および IFFIm の利札に基づき支払うべき金額に関する発行者の支払債務は、発行者の全資産の現金化による手取金に限られるものとし、かつ債券信託証書による本債券所持人および利札所持人の権利の範囲に限定される。かかる金額が、何らかの事由により、IFFIm の債券および IFFIm の利札ならびに債券信託証書に基づく発行者の全債務の全額を支払うのに不十分である場合、発行者は不足分を補填する義務を負わない。いかなる不足分も本債券所持人および利札所持人が按分し平等に負担する。

発行者は、監査済年次財務諸表が加盟者に提供されてから 14 日以内およびトラスティーの要求後 14 日以内に、（すべての合理的な調査を行ったうえで）発行者が知り、かつ信じる限りにおいて、証明書の日付より 5 日前以内の日現在において、債務不履行事由、もしくは通知の付与、時の経過および/もしくは証明書の発行により債務不履行事由となり得る事由もしくは状況は生じていない旨、またはかかる事由が生じた場合にはその詳細を記載し、理事が署名を付した発行者の証明書をトラスティーに送付することを債券信託証書において約束する。

(2) 本債券の様式

本「11 その他 (2) 本債券の様式」および下記「11 その他 (10) 本債券の要項の変更」

はプロスペクトスの「大券における本債券にかかる規定の要約」からの抜粋および要約である。

本債券は TEFRA C ルールに従って発行され、発行時に、下記に記載される限られた状況においてその全部（一部は不可）が確定様式の本債券（以下「無記名式確定債券」という。）に交換可能な無記名式恒久大券（以下「恒久大券」または「大券」という。）により表章される。

本債券は無記名式で発行される。本債券は、連続番号が付され、利札を付して発行される。

IFFIm の債券はユーロクリア・バンク・エスエー / エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）の帳簿記入制度を通じた決済のための承認を受けている。大券は本債券の当初発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに代わって共通預託機関（以下「共通預託機関」という。）に交付される。大券に対する持分の移譲は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの通常のユーロ市場債務証券管理手続に従って行われる。

大券がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの為の共通預託機関に最初に預託されて以降、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクは各加入者が申込みを行い支払った本債券の額面金額に等しい額面金額の本債券を各加入者の口座に貸記する。ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに代わって共通預託機関に預託された各大券は国際的な証券識別コード（ISIN）およびコモンコードを有する。

ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの記録に大券により表章された本債券の所持人として記載された各人は、発行者がかかる大券の所持人に対し行った各支払のその持分に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合に応じて）のみを相手としなければならない。大券に基づき生じるその他の全ての権利に関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合に応じて）の規程および手続に服し、従うものとする。本債券が大券により表章されている限り、当該人は、本債券に関し期日の到来した支払に関して発行者に対し直接請求をすることはできず、また発行者の債務は、かかる大券の所持人に対する支払により、支払われた各金額に関し免除される。

各恒久大券は、以下の場合、交換日以降その全部（一部は不可）を所持人に費用を請求することなく無記名式確定債券に交換される。

- (i) 恒久大券がユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の認可決済システムの為に保有されている場合において、かかる決済システムが 14 日間連続して業務を停止する場合（法定その他の休日による場合を除く。）または業務を永久に中止する旨を発表もしくは実際に中止する場合。
- (ii) 発行者の本拠地の変更により、税金面の悪影響を発行者が受け、または受けることとなる場合で、かかる悪影響が交換が実施されるのであれば生じない場合。

大券が無記名式確定債券に交換される場合、かかる無記名式確定債券は本債券の額面金額でのみ発行される。関連ある決済システムにおいて、本債券の額面金額の整数倍でない金額の本債券を保有する本債券所持人は、関連ある交換日またはその前に本債券の元本を購入または売却し、その保有金額を本債券の額面金額の整数倍とする必要がある。

交換日以降、大券の所持人はかかる大券を主支払代理人にまたはその指図に基づき提出する。大券の交換において、発行者は、額面金額の総額に等しい適式に作成され認証された無記名式確

定債券を交付または交付することを保証する。無記名式確定債券は、適用ある法律および証券取引所の要件に従い、債券信託証書の別紙に定められる様式または実質上その様式で印刷された有価証券となる。各恒久大券を全額交換する場合、所持人の要求に応じ、発行者は、当該恒久大券が消却され所持人に返還され、関連する無記名式確定債券がかかる所持人に送付されることを保証する。

(3) 権限

本債券および利札に関する権利は交付により移転する。正当な管轄の法廷より命じられ、または法律で規定される場合を除き、本債券または利札の所持人は、本債券もしくは利札が支払期日を経過しているか否か、および本債券もしくは利札の所有権、信託もしくは利権の知・不知、本債券もしくは利札上の記載、または本債券もしくは利札の盗難もしくは紛失の知・不知にかかわらず、すべての点においてその完全な所有者とみなされ、かつその完全な所有者として扱われ、いかなる者も当該所持人をそのように扱ったことについて責任を負わない。

(4) 時効

本債券および利札にかかる支払について発行者に対する請求は、「4 元利金支払場所 (4) 期限未到来利札」の規定に従い、該当する関連日より 10 年以内（元本の場合）または 5 年以内（利息の場合）に行われない場合、時効とし無効になる。

(5) 修正、放棄、承認または決定

トラスティーは、本債券所持人または利札所持人の同意を得ることなく、(i) トラスティーが形式的、些細、もしくは技術的なものであると考え、または明白な誤りもしくは証明済みとトラスティーが考える誤りを訂正するためになされる債券信託証書または本債券の要項のいずれかの規定（本債券に適用のある規定および本書に記載される規定を含む。）の修正、および(ii) 債券信託証書もしくは本債券の要項に対するその他の修正、またはトラスティーが本債券所持人の利益を著しく害するものではないと考える債券信託証書もしくは本債券の要項の規定にかかる放棄、承認もしくは決定（債券信託証書で言及するものを除く。）に同意することができる。かかる修正、承認、放棄もしくは決定は本債券所持人および利札所持人を拘束し、トラスティーの要求に応じて可及的速やかに本債券所持人に通知される。

(6) 交替

債券信託証書は、本債券所持人および利札所持人の同意を得ることなく、債券信託証書ならびに IFFIm の債券および IFFIm の利札に基づく主債務者としての発行者もしくは前の代替会社の地位を他の者が引き受けることについて、トラスティーが同意することを許可する規定を含む。ただし、当該引受が本債券所持人の利益を著しく害しないとトラスティーが満足し、債券信託証書に規定される特定の他の条件（かかる引受により IFFIm の債券に正式に与えられていた格付を下げてはならないことを含む。）に従う場合に限る。

(7) 代替債券および利札

本債券または利札が紛失、盗難、汚損、毀損または滅失した場合、適用ある法律、規則ならびに証券取引所およびその他の関連当局の要件に従い、請求者が関連して生じた手数料および費用を支払い、かつ、発行者が合理的に要求する証拠、補償（とりわけ紛失、盗難または滅失たと申立てられた本債券および利札がその後支払のために、または追加利札を求めて交換する（場合による。））ために呈示された場合に、かかる本債券、利札および追加利札に関し、発行者の支払

うべき金額について要求に応じて発行者に支払う旨を規定する可能性がある。) およびその他の条件を満たした場合、発行者が随時指定する(かかる指定について本債券所持人に通知される。) 主支払代理人または他の支払代理人(場合による。) の指定事務所において、代替債券または代替利札の交付を受けることができる。汚損または毀損した本債券または利札は、代替債券の交付前に提出するものとする。

(8) 追加発行

発行者は、本債券所持人および利札所持人の同意を得ることなく、本債券とすべての点(または最初の利払いを除くすべての点)において同一の条件を有する債券を随時起債し、発行し、さらにかかる新たな債券を本債券と合わせて単一のシリーズとすることができる。本債券の要項および本書において「本債券」は上記に従い解釈される。債券信託証書には、トラスティーが決定する一定の状況において、IFFIm の債券の所持人および他の特定のシリーズの債券の所持者が行う単独の集会を招集する規定が含まれる。

(9) 1999 年契約 (第三者の権利) 法

いかなる者も、1999 年契約 (第三者の権利) 法に基づき本債券のいかなる要項も行使する権利を有さない。

(10) 本債券の要項の変更

恒久大券には、表章する本債券に適用される、本債券の要項の効力を修正する規定が含まれる。下記がかかる規定の一部の要約である。

(a) 支払

大券により表章される本債券に関するすべての支払は、主支払代理人もしくは当該目的上本債券所持人に通知されたその他の支払代理人にまたはその指図に基づき裏書のために呈示される場合、ならびに本債券に関する追加の支払がない場合にはかかる大券を提出する場合に行われる。行われた各支払の記録は各大券に裏書され、かかる裏書は本債券にかかる支払を行った一応の証拠となる。上記「4 元利金支払場所 (3) 代理人の指名 (v)」および「8 課税上の取扱い (e) 他の支払代理人による支払」の規定は無記名式確定債券にのみ適用される。行われた各支払により各支払にかかる発行者の義務から免責される。

(b) 時効

恒久大券により表章される本債券について発行者に対する請求は、上記「4 元利金支払場所 (4) 期限未到来利札」の規定に従って、該当する関連日より 10 年以内(元本の場合) または 5 年以内(利息の場合) に行われない場合、無効となる。

(c) 集会

本債券所持人の集会において恒久大券の所持人は、各本債券につき本債券の特定通貨の統合された各通貨単位につき 1 票を有するものとする。

(d) 消却

本書により(償還以外の場合で)消却の必要がある恒久大券に表章される本債券の消却は、関連する恒久大券の額面金額の減額により実施される。

(e) 買入

恒久大券により表章される本債券は、本債券にかかる将来の利息の支払をすべて受領する権利とともに買入れる場合にのみ、発行者がこれを買入れることができる。

(f) 発行者の選択権

本債券が恒久大券により表章される場合における本債券の要項に規定され、本債券に適用ある発行者の選択権は、発行者が本債券の要項に定められる期間内に本債券の要項により要求される情報を含む通知を本債券所持人に対して行うことにより行使される。ただし、選択権の一部を行使する場合にはすでに抽選された本債券の債券番号を通知に入れる必要はなく、従って本債券を抽選する必要はない。本債券のシリーズのすべてではなく一部について発行者がかかる選択権を行使する場合、本債券に関する決済システムの口座名義人の権利はユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、もしくはその他の適用ある決済システム（ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクもしくはその他の適用ある決済システムの記録に、かかる決済システムの裁量により、プール・ファクターもしくは額面金額の減少として反映される。）または関連ある決済システム（場合による。）の標準手続により管理される。

(g) 本債券所持人の選択権

本債券が恒久大券により表章される場合における本書に規定され、本債券に適用ある本債券所持人の選択権は、恒久大券の所持人が、本債券の支払代理人への預託に関連する期間内に、実質上支払代理人から入手可能な通知の様式で、主支払代理人に対して通知を行うことにより行使される。ただし、選択権が行使された本債券の債券番号を通知に入れる必要はなく、選択権が行使される本債券についてその元本額を記載し、選択権が行使される本債券についてその額面金額を記載し、同時に主支払代理人もしくは主支払代理人を代理して行為する支払代理人に記録のため恒久大券を呈示する。

(h) トラスティーの権限

本債券所持人の利益を考慮して、大券が決済システムの代わりに保有される間、かかる大券に対する権利を有する口座名義人の身元（個別またはカテゴリー別を問わない。）について、トラスティーはかかる決済システムまたはオペレーターよりトラスティーに提供される情報を考慮することができ、かかる口座名義人が大券に表章される本債券の所持人であるかのように当該利益を考慮することができる。

(11) 一般情報

- (a) 金融監督委員会は、2011年8月24日にプロスペクタスをルクセンブルク・プロスペクタス法に基づく簡略プロスペクタスとして承認した。また、プロスペクタスの日付より12ヶ月の間に本プログラムに基づき発行されるIFFImの債券について、ルクセンブルク証券取引所の統制市場における取引の許可およびルクセンブルク証券取引所への上場申請を行った。
- (b) 発行者は本プログラムの設定に関して英国において必要な同意、承認および認可は全て取得している。本プログラムの設定は2006年9月15日に可決された発行者の理事会決議、2006年9月27日に可決された発行者の理事会の委員会決議および2006年11月2日に可決された発行者の理事会決議により承認されている。
- (c) 本プログラムの直近の更新は2011年7月6日に可決された発行者の理事会決議および

2011年8月23日に可決された理事会の委員会決議により承認された。

- (d) 本発行登録追補書類および発行日における本債券の発行は、2012年4月27日および2012年5月22日に可決された発行者の理事会決議により承認された。
- (e) 2011年12月31日以降、発行者の財政状態に重大な変更はなく、2011年12月31日以降、発行者の財政状態または将来の見通しに重大な不利な変更はない。
- (f) 発行者は、プロスペクタスの日付以前の12ヵ月間において、発行者の財政状態または収益性に重大な影響を及ぼす可能性のあるもしくは及ぼす、いかなる行政手続、訴訟手続または仲裁手続にも関与しておらず、かつ、発行者はかかる手続が係属中でありまたはそのおそれがあることについて認識していない。
- (g) 各本債券および利札には、「本債券を保有する合衆国人は、内国歳入法第165条(j)及び第1287条(a)に規定する制限を含む、米国所得税法に基づく制限に服する。」という説明が付される。
- (h) IFFImの債券は、(記録の管理を担当する機関である)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの決済システムを通じた清算および決済が認められている。コモコード、国際的な証券識別コード(ISIN)およびIFFImの債券の各シリーズに関する関連ある決済システムのその他の識別コード(適用ある場合。)は、関連あるプライシング・サプルメントに定められる。
- (i) ユーロクリアの住所は、ベルギー王国ブリュッセル市B-1210ブルヴァール デュ ロワ アルベールII 1 (1 Boulevard du Roi Albert II, B-1210 Brussels, Belgium)、クリアストリーム・ルクセンブルクの住所は、ルクセンブルク市L-1855 ジェイ・エフ・ケネディー・アベニュー42 (42 Avenue JF Kennedy, L-1855 Luxembourg) である。
- (j) 本債券の発行価格および金額は、プライシング・サプルメントが提出される前に、市況の実勢に基づいて決定される。
- (k) IFFImの債券がルクセンブルク証券取引所に上場され、または本プログラムに基づくIFFImの債券が未償還である限り、(そのどちらか遅い方まで)以下の書類が、主支払代理人およびトラスティの事務所において、平日(土曜日および祝祭日を除く。)の通常営業時間中に閲覧可能である。
 - (i) 債券信託証書(その時々における修正を含む。)(大券の様式、無記名式確定債券および利札を含む。)
 - (ii) ディーラー契約(その時々における修正を含む。)
 - (iii) 金融枠組み協定(その時々における修正を含む。)
 - (iv) 手続覚書(その時々における修正を含む。)
 - (v) 各寄付金協定(その時々における修正を含む。)
 - (vi) 財務管理契約(その時々における修正を含む。)
 - (vii) 発行者の定款
 - (viii) 2009年12月31日、2010年12月31日および2011年12月31日に終了した事業年度のトラスティの報告書および発行者の監査済財務諸類
 - (ix) 各プライシング・サプルメント
 - (x) プロスペクタスおよびプロスペクタスの補完または追加プロスペクタスの写し(ま

た、その完全版については、発行者のウェブサイトである (<http://www.iffim.org>) において、欧州連合の加盟国領域内の居住者、ならびに関連あるウェブページに定める規制および条件を読み、理解し、拘束されることに同意する者は閲覧可能である。))

(xi) ルクセンブルク証券取引所の統制市場に上場され、シンジケート組成に基づき発行された IFFIm の債券に関する引受契約、および

(xii) プロスペクタスにおいて引用または参照される専門家によるすべての報告書、レター、ならびにその他の文書、貸借対照表、査定および計算書

ルクセンブルク証券取引所の統制市場に上場される IFFIm の債券のプロスペクタスおよび各プライシング・サプルメントは、ルクセンブルク証券取引所のウェブサイト (www.bourse.lu) に公表される。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4【法律意見】

本債券の売出しに関し、発行者の英国法の法律顧問であるスローター・アンド・メイにより、特に、発行者による発行者のための発行登録追補書類の関東財務局長に対する提出および発行登録追補書類記載の本債券の売出しは IFFIm により適法に授権されており、または今後授権され、英国の会社一般に適用ある法令および発行者の定款により禁止されていない旨の法律意見書が関東財務局長に提出されている。

第5【リスク要因その他考慮すべき事項】

購入を検討する投資家は、本債券について投資決定を行う前に、以下に記載するリスクおよび本書に含まれるその他の情報をよく検討すべきである。下記に記載される各リスクは、IFFIm の事業、運営、財務状況または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性、すなわち、本債券について投資家が受領する元利金の額に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるものである。さらに、以下に記載される各リスクは、本債券の取引価格または本債券に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、投資家は投資額の一部またはすべてを失う可能性がある。

購入を検討する投資家は、IFFIm が直面しているリスクが下記に記載されるものだけではないことに留意すべきである。IFFIm は重要であると考え IFFIm の運営に関するリスクのみを記載している。現時点で重要でないと考えられており、また現時点で認識されていないその他のリスクが存在する可能性があり、かかるリスクが上述の影響を及ぼす可能性がある。

さらに、本プログラムに基づいて発行される本債券に関連する市場リスクを評価するために重要な要因も以下に記載されている。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の

独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券への投資に伴い下記のリスクを含む種々のリスクが存することを理解し、かかるリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行うべきである。

本債券は、投資を行おうとする者に対し、固有のリスクを含む特徴を有している。以下は、かかる特徴の一部の説明である。

本債券は全ての投資家に適した投資対象というわけではない。

本債券に投資を行おうとする者は、自身の状況に照らし投資の適性を決定しなければならない。特に、投資を行おうとする者各々は、以下のとおりであるべきである。

- (i) 本債券、本債券への投資のメリットおよびリスク、本書に含まれる情報または参照情報として含まれる情報、もしくは関連する補完情報につき有意義な評価をするための十分な知識および経験を有していること
- (ii) その個別の財務状況に応じて、本債券への投資およびその投資ポートフォリオ全体に対するかかる投資の影響を評価する適切な分析ツールを利用でき、かつ知識を有していること
- (iii) 本債券への投資のリスク（元利金が一または複数の通貨で支払われる場合または元利金支払い通貨が投資を行おうとする者の通貨と異なる場合を含む。）全てに耐える十分な金融資源および流動性を有していること
- (iv) 本債券の条項を徹底的に理解し、関連する指数および金融市場の動向に通じていること、および
- (v) その投資に影響を与えうる経済、金利、その他の要因の動向を、自身で、またはフィナンシャル・アドバイザーの助けを借りて、評価できること

金利リスク

本債券への投資は、市場金利のその後の変動が本債券の価値に悪影響を与える可能性があるというリスクを有している。

修正、授権、放棄および交代

本債券の要項および債券信託証書は、本債券所持人の権利に影響を与える事項を検討するための債権者集会の招集のための規定を含んでいる。これらの規定は、明確な過半数が、関連する集会に出席せず、投票しなかった本債券所持人および過半数に反対の投票を行った本債券所持人も含め、全ての本債券所持人を拘束することを認める。

本債券の要項は、トラスティーが、本債券所持人または利札所持人の同意を得ることなく、(i) トラスティーが形式的、些細、もしくは技術的なものであると考え、または明白な誤りもしくは証明済みとトラスティーが考える誤りを訂正するためになされる債券信託証書または本債券の要項のいずれかの規定の修正、および(ii) 債券信託証書もしくは本債券の要項に対するその他の修正、またはトラスティーが本債券所持人の利益を著しく害するものではないと考える債券信託証書もしくは本債券の要項の規定にかかる放棄、承認もしくは決定（債券信託証書で言及するものを除く。）、および(iii) 「11 その他 (6) 交代」に記載された状況における IFFIm の債券に基づく主債務者としての発行者の地位の他者への交代（本債券所持人の利益がそれにより著しく害されないとトラスティーが満足すること等を条件とする。）に同意できる旨定めている。

貯蓄収入への課税に関する欧州指令

貯蓄収入への課税に関する欧州連合貯蓄課税指令に基づき、欧州連合の各加盟国は、各加盟国の法

域内の者が他の加盟国に居住する個人または他の加盟国に設立されたある特定の限定された種類の事業体に支払った利息（およびその他の同様の所得）もしくはかかる者が回収した利息の支払の詳細について、当該他の加盟国の税務当局に提供しなければならない。ただし、経過期間中、特定の加盟国はかかる支払に関して（当該期間中にその他の制度を選択しない限り）、ある手続に従い源泉徴収制度を運用するよう要求されるが、一定の条件を満たした場合には、利息又は同様の所得の受益権者は、源泉徴収が行われないように要求することができる。（かかる経過期間の終了は、特定の国々との情報交換に関する特定の協定の締結による。）。スイスを含む欧州連合の非加盟国および属領の多数は、欧州連合に合意し、欧州連合貯蓄課税指令と同様の政策（スイスの場合は源泉徴収制度）を採用している。

欧州委員会は、欧州連合貯蓄課税指令の規定の一定の変更について提案している。かかる変更が実施された場合、これらの規定が広範囲な状況において適用される可能性がある。

支払が、源泉徴収制度を採用した加盟国（又は同様の政策を採用した欧州連合の非加盟国および属領）を通じてなされ、もしくは回収され、租税の額もしくは租税に関する額がその支払から源泉徴収されることになっている場合は、発行者、支払代理人またはその他の者もかかる源泉徴収税の課税の結果として本債券に関する追加額の支払い義務を負わない。しかし、本債券の条件に規定されている場合を除き、発行者は、かかる政策に従い租税を源泉徴収もしくは控除する義務を負う予定のない加盟国に支払代理人を維持する必要がある。欧州連合貯蓄課税指令は、加盟国によるその他の種類の源泉徴収課税を妨げるものではない。

法律の変更

本債券の要項は、本債券の発行日現在有効な英国法に基づいている。本債券の発行日後に起こりうる司法決定または英国法もしくは行政的取扱の変更の影響については何ら保証は与えることはできない。

流通市場一般

本債券は、その発行時に確立された取引市場を有さず、また発達しないままである可能性がある。取引市場が発達した場合も、流通性はない可能性がある。それ故、投資家は、その本債券を容易にまたは確立された取引市場を有する類似の投資に相当する収益をもたらす価格で売却することができない可能性がある。これは、金利、通貨または市場リスクに特に敏感に反応する債券、特別な投資目的もしくは運用のために設計された債券、または限られた範囲の投資家の投資要求に合わせて仕組まれた債券の場合、特に当てはまる。これらの種類の債券は、一般的により限定的な流通市場を有し、従来の負債性証券よりも価格の変動性が大きい。非流動性は、本債券の市場価値に多大な悪影響を及ぼす可能性がある。

為替リスクおよび為替管理

発行者は、本債券の元利金を南アフリカランド（以下「特定通貨」という。）で行う。このことは、投資家の財務活動が主に特定通貨以外の通貨または通貨単位（以下「投資家通貨」という。）建である場合、通貨転換に関する一定のリスクを表している。これらには、為替レートの著しい変動（特定通貨の切り下げによる変動または投資家通貨の切り上げを含む。）のリスクおよび投資家通貨に管轄を有する当局が為替管理を実施もしくは変更する可能性のリスクを含んでいる。特定通貨に対する投資家通貨の価値の上昇は、（イ）本債券に関する投資家通貨相当の利回り、（ロ）本債券に関し支払われる元本の投資家通貨相当の価値および（ハ）本債券の投資家通貨相当の市場価格を減少させる。政府お

よび金融当局は、(過去に例があるように)適用される為替レートに悪影響を及ぼしうる為替管理を実施することがある。結果として、投資家は、予想したよりも少ない元利金を受領する、または元利金を受領できない可能性がある。

信用格付は全リスクを反映している訳ではない

一つまたは複数の独立した格付機関が IFFIm の債券に信用格付を付与することがある。格付は上記の仕組み、市場、追加的要因および本債券の価値に影響を及ぼす他の要因に関する全てのリスクの潜在的影響を反映していない可能性がある。信用格付は、証券の購入、売却または保有に対する推奨ではなく、またいつでも付与した格付機関により修正され、取り消される可能性がある。

適法投資審査が一定の投資を制限することがある

一定の投資家の投資活動は、適法投資法令もしくは規則または一定の当局の審査または規制に服する。投資を行おうとする者各々は、その法律顧問に (1) 本債券が適法投資に当たるか、(2) 本債券が様々な種類の借入のための担保として使用可能であるか、および (3) 他の制限が本債券の購入または担保設定に適用されないか否か、またその範囲について相談すべきである。金融機関は、適用されるリスク基準の資本または類似の規則に基づく本債券の適切な取扱を決定するために自身の法律顧問または適切な規制当局に相談すべきである。

信用リスク

本債券の償還の確実性は、発行者の信用力に依拠する。本プログラムについて付される格付は発行者の債務支払能力を示す。発行者の信用力が損なわれた場合、本債券を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

価格変動リスク

本債券の償還期限以前における市場価格は、南アフリカランド金利の動向、発行者の信用状態の変化、その他の要因の影響を受ける。

このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回る恐れがある。

税務・会計リスク

本債券を購入したときの税務・会計処理方法に関しては、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。

カントリーリスク

本債券には、南アフリカ共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、また規制の変更等によって、通貨価値に大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、先進国の通貨建の債券に比べて相対的に大きなカントリーリスクが内在する。従って、市場の流動性が極端に低下している場合には、既に購入した本債券の売却等ができない可能性がある。

購入を検討する投資家は、IFFIm、IFFIm の財政構造および本債券への投資に関するさらなるリスクが記載されている有価証券報告書の「第 3 発行者の概況 3 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 (4) 業務の概況 IFFIm およびその財政構造に関連するリスク要因」を参照のこと。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）
平成23年8月26日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当なし

3 【臨時報告書】

該当なし

4 【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5 【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6 【外国者臨時報告書】

該当なし

7 【訂正報告書】

該当なし

第2 【参照書類の補完情報】

該当なし

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

発行登録書の提出者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

TREASURY
THE WORLD BANK

George Richardson
HEAD OF CAPITAL MARKETS

Document certifying that the Registrant satisfies the criteria under Article 5, Paragraph 4 of the Financial Instruments and Exchange Law, of Japan applied mutatis mutandis under Article 27 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

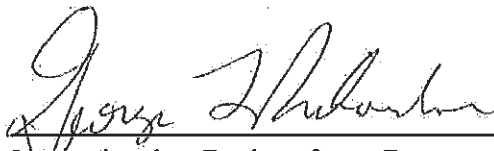
To: The Director General of the Kanto Local Finance Bureau

Filed on: April 20, 2012

The Name of Registrant:

International Finance Facility for Immunisation
Company

The Signature of Representative:



International Bank for Reconstruction and
Development, in its capacity as Treasury Manager
for International Finance Facility for Immunisation
Company

George Richardson
Head of Capital Markets

- (1) The Registrant has submitted the Securities Report continuously for one (1) year.
- (2) The aggregate principal amount of the notes that have been issued or distributed by the Registrant in Japan by filing Securities Registration Statement is 10 billion Yen or more.



(訳 文)

発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

2012 年 4 月 20 日提出

提出者の名称 予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm)

代表者の署名 (署名)

予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm)
の財務マネージャーとしての国際復興開発銀行

ジョージ・リチャードソン
資本市場首席

- (1) 提出者は、一年間継続して有価証券報告書を提出している。
- (2) 提出者が日本国において有価証券届出書を提出することにより発行し、または交付された債券の券面総額は百億円以上である。

有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち 主要なものを要約した書面

(以下は、平成23年8月26日提出の有価証券報告書からの抜粋であるが、実質的に既に変更されている情報については、変更後の情報も組み込んで記載している。)

1. 設立

(1) 設立の目的および根拠、法的地位および特権等の概要、設立年月日ならびに沿革

IFFIm

IFFImは、2006年6月26日に1985年英国会社法（その後の改正を含め、以下「英国会社法」という。）に基づき、International Finance Facility for Immunisation Company（予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm））の名称で、株式資本を有しない無期限の非公開保証有限会社として設立された。IFFImの唯一のメンバーは、GAVIアライアンスである。

IFFImの主要な活動は、(i)本プログラムに基づく債券の発行者として行為することおよび(ii)IFFImが当事者である取引文書を締結し、各取引文書に従って義務を履行することである。IFFImは、基本定款第3条に明記されているとおり、特定のサービスまたは施設を提供することにより、GAVIファンド・アフィリエイトならびに地域全体または地域における重要な地区に恩恵をもたらす目的で設立され、また、私的分配のために利益を得ることが規約により許可されていないその他の慈善団体および独立組織の資金の効果的利用を促進することである。いずれの場合も、公共の利益のため、発展途上国における病気からの解放ならびに人々の健康状態の改善、保護および維持を目的としてGAVIアライアンスにより支援されているまたは関連しており、これにより、かかる慈善団体および組織（GAVIファンド・アフィリエイトを含む。）の資金調達を支援することができる。

IFFImは、登録番号5857343で英国会社登記所に登録しており、また、登録番号1115413で慈善団体として英国チャリティ委員会に登録している。

IFFImの登録事務所所在地は、ロンドン市 EC1Y 8BB ラムズ・パッセージ 2（2 Lambs Passage, London EC1Y 8BB）であり、電話番号は、+41 22 909 6504である。

欧州委員会指令2007/18/ECに従って、IFFImは、指令2006/48/ECの別紙VI、第1部、20項に列挙されている多国籍開発銀行と同等のリスク・プロファイルを有しているため、IFFImのエクスポージャーは、欧州連合における信用機関により、0%のリスク・ウェイトが付与されるものとする。同様に、銀行が、監督規制当局により、IFFImが多国籍開発銀行であるかのように、IFFImのエクスポージャーに対して0%のリスク・ウェイトを適用する許可を与えられていることに関して、バーゼル銀行監督委員会は合意している。投資家は、投資判断を下す前に特定の管轄区域で助言を求め、かかるリスク・ウェイトに関する見解を明確にすべきである。

序文

IFFImは、英国チャリティ委員会に登録している慈善団体として設立された多国間開発機構である。IFFImの主要目的は、世界の最貧国の一部にGAVIアライアンス（以下「GAVIアライアンス」という。）の予防接種プログラムおよび/またはワクチン確保プログラムのための資金提供をすることであり、これは英国チャリティ委員会に慈善団体として登録しているGAVIファンド・アフィリエイト（以下「GAVIファンド・アフィリエイト」という。）に資金を提供することにより行われる。

フランス共和国、イタリア共和国、ノルウェー王国、南アフリカ共和国、スペイン王国、ス

ウェーデン王国、英国、オランダ王国およびオーストラリア連邦の9カ国の政府は、最長20年間にわたりGAVIファンド・アフィリエイトに対して計画的な寄付金支払を行うことを公約している。GAVIファンド・アフィリエイトは、IFFImが、GAVIファンド・アフィリエイトが提示する予防接種および/またはワクチン確保の承認プログラムを評価することならびにプログラムが承認された場合にはかかるプログラムに必要な資金調達を合理的に試みることに合意したことを考慮して、これらの寄付金支払を受領する権利をIFFImに譲渡した。IFFImは、譲渡された寄付金支払から生ずる利益を、とりわけ、本プログラムに基づいてIFFImが発行するIFFImの債券の元利金を支払う目的に使用する。

IFFImの対象適格国と連携することにより、GAVIアライアンスは、予防接種、関連保健システム強化および/またはワクチン確保に関するプログラム（プログラムの中にはGAVIファンド・アフィリエイトによる資金援助が適切なものもあり得る。）を特定し、承認する。GAVIファンド・アフィリエイトはかかるプログラムをIFFImに提示し、それを受けて、IFFImは、十分な財政資源の有無ならびにIFFImの資金調達および流動性政策を含めて、かかるプログラムがIFFImによる資金提供に適しているかどうかを考慮した上で、その時々によって本プログラムに基づいてIFFImの債券を発行し、資金をGAVIファンド・アフィリエイトに供与する。下記に詳細に定義され述べられている金融枠組み協定およびIFFImが当事者であるその他の契約により、IFFImは、IFFImにより規定されたもしくは規定される予定のその他の債券発行プログラムに基づいたその他の債務証券の発行（以下「その他債務証券」という。）、および/またはIFFImと貸付人間で随時締結される契約により利用可能なローン・ファシリティに基づく資本調達を行うことができる。金融枠組み協定は、IFFImによる借入またはその他債務証券の発行に関する一定の制限を含む。当該制限の中には、いかなる当該借入またはその他債務証券に関する条件も、IFFImの資金戦略を順守している旨IFFImの財務マネージャーによって承認されなければならないという条件が含まれる。

GAVIファンド・アフィリエイトは、金融枠組み協定の条項に従って、IFFImから受領した資金を、直接またはGAVIアライアンスが管理する口座を経由して、GAVIファンド・アフィリエイトが事前に承認済みのGAVIアライアンスの予防接種、関連保健システム強化またはワクチン確保プログラムを支援するために供与する。

IFFImは理事会によって運営されている。IFFImは主要な活動を2つの組織に委託している。GAVIアライアンスが全ての管理補助業務を提供し、世界銀行として知られている国際復興開発銀行が、IFFImの財務マネージャーとしての立場において、全ての財務業務を提供する。

IFFImの背景

寄付者（以下に記載される。）は、2000年国連総会において合意された国連ミレニアム開発目標（以下「MDGs」という。）を達成することを公約している。2002年モンテレーで開かれた国連開発資金会議において、寄付者としての各国政府の多くは、政府開発援助（以下「ODA」という。）を拡大することおよび援助のために更なる資金を調達するためのメカニズムを検討することを公約した。当初寄付者等は、ODAの拡大および新しい金融メカニズムを施行することによって、ミレニアム開発目標の達成に貢献するという公約を2005年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにおいて再確認した。

4番目のミレニアム開発目標（以下「MDG4」という。）は、2015年までに5歳未満児の死亡率を3分の2引き下げることである。貧しい国々で生活する5歳未満児に提供している予防接種および関連保健システム強化プログラムは、MDG4の達成に大きく貢献することができる。GAVIアライアンスは2000年以来、貧しい国々においてワクチンを普及させることにより、子供たちの命を救い、そして人々の健康を守るために活動してきた。2004年には、IFFImという新組織の設立が提案された。この提案は、政府各国から長期にわたり受領する寄付金を活用することにより、

GAVIアライアンスの予防接種および/またはワクチン確保プログラムを支援および強化するために資金提供をする目的で行われた。英国チャリティ委員会に慈善団体として登録されているGAVIファンド・アフィリエイトは、IFFImが国際資本市場において調達した資金の主たる受領者になることを目的としている。

寄付者は、それぞれ寄付金協定を締結し、かかる契約に従って、GAVIファンド・アフィリエイトに対して合意された予定に基づいて寄付金支払を行うことを公約した。GAVIファンド・アフィリエイトは、2012年5月31日以前に、かかる寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益および権益（当該契約に基づいて公約された各寄付金支払を受領する権利を含む。）を、IFFImに譲渡している。将来寄付者となる者は、その時々によって寄付金協定を締結することができる。

IFFImの目的は、現在の寄付金支払に基づいて、2006年から2015年（2015年を含む。）までに予防接種および/またはワクチン確保プログラムの為に、最大40億米ドルを提供することである。

新規および十分に利用されていないワクチンの使用、対象とされた予防接種対策およびGAVIアライアンスの対象国における保健および予防接種サービスの強化により、500万人の子供および500万人の大人の死亡を防ぐことを目標として、GAVIアライアンスのプログラムのためのIFFImの資金によって、2006年から2015年の間に5億以上の人々が予防接種を受けられるようになると世界保健機関は予測している。

GAVIアライアンスのプログラムを通じた支援対象となる適格国は、現在56カ国であり、成長して支援対象外となる追加の16カ国には2011年に申請を行う最終機会がある。IFFImの資金は、非特定国向けプログラム（これに関しては、下記を参照。）および国際通貨基金（以下「IMF」という。）の加盟国であるが、長期遅延に陥っていないGAVIアライアンス適格国の特定国向けプログラムに利用することができる。GAVIアライアンス適格国のうちIMF加盟国ではない2カ国（キューバおよび北朝鮮）は、その結果IFFImの資金から恩恵を受けることは無い。GAVIアライアンス適格国のうち3カ国（ソマリア、スーダンおよびジンバブエ）は、現在長期遅延に陥っている。かかる長期遅延状態の影響に関する議論については、下記「寄付金支払の条件設定」を参照されたい。

(2) 日本との関係

IFFImの設立に関して、日本との関係はない。

2. 資本構成

IFFImは株式資本を有さないで設立された。IFFImの財政基盤は、取消不可で法的に拘束力を有する寄付者からの寄付金で構成されている（下記「(4) 業務の概況」に含まれる「寄付金協定」、「寄付金協定の概要」および「寄付金支払」を参照されたい。）。

3. 組織

IFFImの運営

2012年5月31日現在、IFFImは、5名の理事会構成員（慈善団体の理事会も構成する）を任命している。IFFImの理事およびIFFIm外部における各理事の主要な活動は以下のとおりである。

名前	役職	その他主たる事業活動
レネ・カーセンティ博士	理事会会長	国際資本市場連合 (International Capital Market Association) 会長、ヨーロッパ投資銀行の前財務部次長 およびヨーロッパ復興開発銀行の初の財務部長
シーン・カーニー	理事	ザ・チルドレンズ・インベストメント・ファンド財団 取締役 (ファイナンス・オペレーション) および HSBC イ ンベストメント・バンキング (ロンドン) の前最高執行 責任者
ディディエ・シャピテル	理事	JP モルガン前マネージングディレクター (ロンドンおよ びパリ) および国際赤十字・赤新月社連盟前事務総長兼 最高経営責任者 (ジュネーブ)
ジョン・カミンズ	理事	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ グループ財務役 (エジンバラ)、スタンダード生命保険 会社前グループ財務役
ダヤナ・ジャヤスリヤ	理事	大統領法律顧問兼弁護士、リーガルコンサルタンシー・ アンド・ドラフティングサービス (メディア法専門事務 所) シニアパートナー、ならびにフリーステイト大学法 学部客員教授 (南アフリカ)

IFFIm の唯一のメンバーである GAVI アライアンスは現在、IFFIm の付属定款に基づいて通常決議をもって理事を任命する権限を有する。IFFIm の理事は、一時的欠員を補充するために理事を任命することができ、任命されたいずれの理事も附属定款に規定されている関連手続を用いて解任されるまで在職するものとする。

IFFIm の付属定款は、理事が英国会社法のいずれかの条項に基づいて辞職する場合、病気または怪我により理事が就労不能な場合および理事が通知 (ただし、かかる辞職が有効となる日の後、少なくとも 3 名の理事が在籍していること。) により辞意を表明した場合を含む (ただしこれらに限定されない)、特定の状況における理事の辞職に関する規定を含む。IFFIm の付属定款には、新たな理事の任命および在職理事の退職に関する規定も含まれている。

理事が在職中または辞職後 1 年以内に、万が一 IFFIm が清算する場合には、理事が辞職する前に契約された IFFIm の負債および債務ならびに IFFIm の解散に必要な費用、経費および手数料の支払に関して、また、要求された場合に理事間における拠出者の権利を調整することに関して (かかる金額は 10 英国ポンドを超過しない。)、IFFIm の資産に拠出することを IFFIm の唯一のメンバーは誓約しており、また、各理事においても誓約することを義務づけられるだろう。

各理事の事務所住所は、IFFIm の登録事務所と同じである。

4. 業務の概況

その他の関係者に関する記述

寄付者

フランス共和国 (別個の寄付金協定に基づいてフランス開発庁および経済産業雇用省を通じて行為する)、イタリア共和国 (経済財政省を通じて行為する)、ノルウェー王国 (外務省を通じて行為する)、南アフリカ共和国、スペイン王国 (外務省を通じて行為する) の各政府、スウェーデン王国、英国に関しては英国女王陛下の大臣 (英国国際開発省を通じて行為する)、オランダ王国 (開発協力大臣により代表される) およびオーストラリア連邦 (オーストラリア国際開発庁により代表される) はそれぞれ、GAVI ファンド・アフィリエイトと寄付金協定を締結している。将来寄

付者になる者は、金融枠組み協定に同意し、寄付金協定を締結することができる。かかる寄付金協定は、一旦 IFFIm に譲渡されると、IFFIm への更なる資金源を提供することになる。

寄付者ではない国は、特に現存の寄付者、IFFIm および GAVI ファンド・アフィリエイトが受諾できることを条件に、とりわけ、(1) 合理的に行為する財務マネージャーが承認した条件に基づく寄付金に関する契約の締結、(2) 加盟文書への署名および(3) 法律意見書および IFFIm が要求する文書による先行条件の提出が完了した場合に、あたかも初めから当初寄付者として指名されているかのように、金融枠組み協定に基づき、権限、権利、権能、義務および債務の全てを付与された追加寄付者（適用ある場合に、適切な省庁または政府機関を通じて行為する）となることができるものとする。

GAVI アライアンス

GAVI アライアンスは、IFFIm が資金提供する予防接種、保健システム強化および/またはワクチン確保プログラムに関連した運営活動に対して責任を負う。GAVI アライアンスは、2000 年に、発展途上国の予防接種率の低下に対応し、かかる低下と戦うために設立された。GAVI アライアンスは、当初、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、UNICEF、世界銀行、世界保健機関（WHO）、発展途上国政府、寄付者である各国政府、ワクチン製造業者、市民社会団体ならびに研究および技術保健研究所を含む官民セクターの組織、機関および政府の法人格のない同盟として設立された。ジュネーブを拠点とする事務局（以下「GAVI の事務局」という。）は、GAVI アライアンスの活動を調整する。2008 年 10 月 29 日から 30 日に行われた合同会議の期間中、GAVI アライアンスの運営機関、GAVI ファンド（米国を拠点とする非営利組織）および GAVI 財団（GAVI アライアンスの活動の調整を支援するために設立されたスイス財団）は、GAVI アライアンスのブランドに基づいて、GAVI 財団の法的な基盤を用いることにより、3 つの団体を再編成することに合意した。GAVI 財団は、現在 GAVI アライアンスに改名されている。

GAVI アライアンスの設立に伴い、金融枠組み協定（手続覚書を含む。）および基本定義契約書に関する更改および修正が、更改契約に基づき行われた。かかる更改および修正は、とりわけ(i) 当該協定および契約書に基づく GAVI ファンドの権利および責任の GAVI アライアンスへの譲渡ならびに(ii) IFFIm による資金提供プログラムの承認手続における GAVI ファンドから GAVI アライアンスへの交替を反映するために行われる修正に影響を及ぼした。

GAVI アライアンスの使命は、貧困国において予防接種の機会を増やすことにより、子供たちの命を救い、そして人々の健康を守ることである。2000 年以来、GAVI アライアンスは、世界 70 超の最貧国に対して 57 億米ドルを超える寄付を約束している。

2010 年度末までに、GAVI は、世界の最貧国において、累積 2 億 8,800 万人の子供に対する予防接種を直接支援してきた。約 2 億 6,700 万人の子供が B 型肝炎の予防接種を、9,100 万人の子供がインフルエンザ菌 B 型の予防接種を、93 万 3,000 人の子供がロタウィルスの予防接種を、そして 70 万 6,000 人の子供が肺炎球菌の予防接種を受けている。また、現在 4,160 万人が定期的な予防接種により黄熱病から保護されている。最初の 10 年間に於いて、GAVI アライアンスが各国を支援することにより 500 万人を上回る将来の死者数が回避されたと推定されている。

GAVI アライアンスが設立されて以来、GAVI アライアンスは、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、ルクセンブルク、日本、オランダ、ノルウェー、大韓民国、スペイン、スウェーデン、英国および米国の 15 の政府、欧州委員会、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、シャイフ・ムハンマド・ビン・ザード・アール・ナヒヤーン殿下、ラ・カイシャ財団、ならびに民間企業および私的財団により直接資金の供給を受けている。直接の資金供給および IFFIm による資金を通じて保証されている長期の誓約金に加えて、GAVI アライアンスは、カナダ、イタリア、ノルウェー、ロシア及び英国と協力し、ビル&メリンダ・ゲイツ財団と共に、2009 年 6 月 12

日、世界の最貧国のために次世代の肺炎球菌ワクチン普及の迅速化を目的とする肺炎球菌ワクチンのための先行的市場コミットメント (advanced market commitment) に資金を提供した。

GAVI ファンド・アフィリエイト

GAVI ファンド・アフィリエイトは、2006年5月26日に英国会社法に基づき、株式資本を有しない無期限の非公開保証有限会社として設立された。GAVI ファンド・アフィリエイトは、登録番号5830438で英国会社登記所に登録されている。GAVI ファンド・アフィリエイトはまた、登録番号1115297で慈善団体として英国チャリティ委員会に登録されており、ロンドン市 EC2A 2RS プリムローズストリート 20、ザ・ブロードゲート・タワー 3階 (The Broadgate Tower, Third Floor, 20 Primrose Street, London EC2A 2RS) に事務所を有している。GAVI ファンド・アフィリエイトの唯一のメンバーは、GAVI アライアンスである。

GAVI ファンド・アフィリエイトは、4名の理事会メンバーを任命している。各理事およびそれぞれの GAVI ファンド・アフィリエイト外部における主要な活動は以下のとおりである。

ステファン・M・ジンサー	ヨーロッパ・クレジット・マネジメント・リミテッドの最高投資責任者 (ロンドン)
ワイン・バーソン	ビーディーオー・セイドマン・エルエルピーのパートナー兼非営利サービスの国内担当理事 (2008年10月29日に GAVI アライアンスの理事にも任命された。) (ワシントン D.C.)
ポー・ステンソン	GAVI アライアンス事務局の元主任役員兼事務総局次長代理 (スウェーデン、ウプサラ)
アンドレ・プロスト博士	世界保健機関の元官民部門関係担当理事であり、世界保健機関および世界銀行において役職に就いていた。 (フランス、ロイジア)

財務マネージャー

国際復興開発銀行は、IFFIm の財務マネージャーとして行為するために任命されている。財務マネージャーの職務には、特に下記職務が含まれる。

- GAVI ファンド・アフィリエイトが IFFIm に検討してもらうために提示する予防接種および/またはワクチン確保プログラムに資金提供する能力が IFFIm にあるかどうかを評価すること。
- 一定の期間毎に、IFFIm が事前に承認したプログラム、ならびに IFFIm の発行済み債券およびその他債務証券に関して要求されている義務を果たすために IFFIm が必要とする資金調達を評価すること。
- 口座管理サービスを提供すること。
- IFFIm の資金調達、リスク管理、投資管理および流動性政策を推奨し、かかる政策が承認されたことを受けて、それに基づいて検討された IFFIm の財務取引を全て実行すること。
- 本プログラムおよびその他債務証券の発行に基づく IFFIm の債券発行に関してあらゆる観点から、IFFIm に助言すること。

主要な取引契約およびその概要

IFFIm、寄付者、GAVI アライアンス、GAVI ファンド・アフィリエイトおよび財務マネージャーは、相互の権利および義務を規定する金融枠組み協定を締結しているか、または当該協定の当事者とな

っている。金融枠組み協定の当事者は、当該協定において、GAVI アライアンスの予防接種および／またはワクチン確保プログラムの認可については、手続覚書に記載される手続に従うことにも合意している。IFFIm および財務マネージャーは、財務管理契約を締結しており、財務マネージャーは、当該契約に基づき IFFIm に対し一定のサービスを提供することに合意している。本「(4) 業務の概況」においてこれより後に記載される概要は、特に、投資家が全文を閲覧することができるこれらの書類および 2012 年 5 月 31 日前に締結された寄付金協定の主要な条件に基づいている。

寄付金協定

各寄付者は、2012 年 5 月 31 日前に GAVI ファンド・アフィリエイトと寄付金協定を締結している。各寄付者は、IFFIm および金融枠組み協定のその他の当事者に対し、各寄付者が当事者となっている寄付金協定が有効であり、かつ当該寄付者の義務を拘束していることを表明および保証している。

各寄付金協定に基づき、関連ある寄付者は、関連ある寄付金協定に含まれる別紙に従い GAVI ファンド・アフィリエイトに対し予定されている通り寄付金支払を行うことに合意している。各寄付金協定は実質的に同一であり（予定されている寄付金支払における金額および支払時期ならびに本書に要約されているその他一定の限定された例外を除く。）、主要な条件は下記「寄付金協定の概要」に要約されている。各寄付金協定は、英国法に準拠している。ただし、スペイン王国により締結され、スペイン王国法に準拠している寄付金協定、イタリア共和国により締結され、イタリア共和国法に準拠している寄付金協定およびオランダ王国により締結され、オランダ王国法に準拠している寄付金協定を除く。

GAVI ファンド・アフィリエイトは、金融枠組み協定に基づき、資金調達政策を確立したことを確認した。GAVI ファンド・アフィリエイトはかかる資金調達政策に従い、GAVI ファンド・アフィリエイトにより締結されたすべての寄付金協定（疑義を避けるために言及すると、2012 年 5 月 31 日後に加わる寄付者との間に締結されるすべての寄付金協定を含む。）の譲渡を受け入れるよう IFFIm に対し要求する予定である。GAVI ファンド・アフィリエイトは、かかる資金調達政策の変更を検討する場合はいつでも、かかる変更を行う前に、IFFIm、財務マネージャーおよび寄付者に対し、かかる変更を検討している旨の合理的に可能な限り充分な通知をしなければならず、また、金融枠組み協定のその他の当事者と誠意を持って協議しなければならない。

IFFIm に承認をとるために提出された予防接種および／またはワクチン確保プログラムを評価することならびに金融枠組み協定に従いかかるプログラムに資金を提供するために合理的な取り組みをすべて利用することに IFFIm が合意したことを考慮して、GAVI ファンド・アフィリエイトは IFFIm に対し、各寄付者により 2012 年 5 月 31 日前に締結された各寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益および権益（当該協定に基づき課される各寄付金支払を受領する権利を含む。）を譲渡し、IFFIm はかかる寄付金協定に基づき GAVI ファンド・アフィリエイトの一切の義務を履行することに合意した。よって、各寄付者は寄付金の支払条件に従い、支払期日に IFFIm に対しかかる寄付金支払を行う義務を負う。

2012 年 5 月 31 日後に GAVI ファンド・アフィリエイトが新しい寄付者との間に締結する寄付金協定または寄付者により追加で締結される寄付金協定に関して、IFFIm は、IFFIm が GAVI ファンド・アフィリエイトからかかる寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益、権益および義務（当該協定に基づく各寄付金支払を受領する権利を含む。）の譲渡を受けるよう求めた GAVI ファンド・アフィリエイトによる書面の要求を検討することに合意した。

寄付金協定の概要

2012 年 5 月 31 日現在において寄付者および GAVI ファンド・アフィリエイトの間で締結され、譲

渡契約に従い IFFIm に譲渡された寄付金協定の条件が以下に要約されている。この要約は、入手可能な各寄付金協定の特定の条項をもって全体として適正な要約となり、各寄付金協定と合わせて読まれ、解釈されるべきである。

当事者

- (1) 関連ある寄付者、および
- (2) GAVI ファンド・アフィリエイト

寄付金支払

寄付金の支払条件に従い、関連ある寄付者は、関連ある寄付金協定の別紙に記載される金額で当該別紙に記載される年月日に受益者（GAVI ファンド・アフィリエイト、または譲渡契約に基づき IFFIm に譲渡された後は IFFIm）に対して寄付金支払を行うことを取消不能かつ無条件で誓約する。

寄付者が支払期日までに寄付金支払を行わない場合は、受益者は取得可能な権利を追求する権利を有する。

寄付金の支払条件

各々の寄付金支払は、かかる寄付金支払関連日現在において国際通貨基金（IMF）が発表する公開情報に基づき、参照ポートフォリオの一部を形成する 1 つ以上の特定国がいずれかの IMF 金融債務の履行について長期遅延に陥っている場合、かかる寄付金支払は、財務マネージャーによりかかる特定国毎に決定される減額幅の総額に等しい額について自動的に減額されるという条件に従う。

寄付金支払関連日現在において IMF が発表する公開情報に基づき、参照ポートフォリオの一部を形成する特定国がいずれかの IMF 金融債務の履行について長期遅延に陥っているのでない限り（かかる特定国が以前に長期遅延に陥っていた事実にかかわらず）、かかる参照ポートフォリオの一部を形成する特定国に関して、寄付金支払日に寄付者により支払われる寄付金支払に減額幅は適用されない。寄付金の支払条件に関するその他の情報については、下記「寄付金支払の条件設定」を参照されたい。

義務の終了

GAVI ファンド・アフィリエイトが無条件譲渡により、(1) 寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益、権益および義務を IFFIm に完全に譲渡した場合、および(2) 金融枠組み協定に基づき、IFFIm の債権者（債券所持人を含む。）に対する全債務が免除または提供された旨を記載した財務マネージャーからの通知を寄付者が受領した場合、寄付金協定に基づく寄付者の義務は終了する。

譲渡

GAVI ファンド・アフィリエイトは、関連ある寄付金協定に基づくすべての権利、権限、利益、権益および義務（関連ある寄付金支払に関する権利を含む。）を無条件譲渡により IFFIm に譲渡することができる。GAVI ファンド・アフィリエイトは寄付者に対し、寄付金協定に記載される様式またはそれに相当する様式で、かかる譲渡について通知する。寄付者は、かかる譲渡に関する通知を受領したことを GAVI ファンド・アフィリエイトおよび IFFIm 宛の書面にて通知する。IFFIm に対するかかる譲渡の結果、寄付金協定中で言及される受益者は、すべて IFFIm を意味するとみなされ、IFFIm に譲渡された寄付金協定に基づく権利、権限、利益、権益および義務（寄付金協定に基づく寄付金支払に関する権利を含む。）はいかなる方法でも（無条件になされたか担保としてなさ

れたかを問わない。) 寄付者の書面による事前の同意なしに譲渡または処分することはできない。

寄付者は、当該寄付者と同等かそれ以上の信用力を有する適切な省庁または政府機関に対し、その権利、権限、権益および義務を譲渡することができる。ただし、かかる譲渡は受益者に通知しなければならない。

租税グロス・アップ条項

各寄付金協定には、グロス・アップ条項が含まれ、かかる条項では、関連ある寄付金協定の締結後、寄付者が属する管轄の適用法の改正に起因して寄付金支払から控除可能となる租税がある場合、当該寄付者は、寄付金支払の完納を確実にするために要求されるかかる増差税額を支払なければならない旨規定している。

関連ある寄付金協定に関する適用法の改正により、租税に関してまたはこれを理由として受益者が負担する予定のまたは負担した（直接的か間接的かを問わない。）損失、負債または費用に等しい金額を（要求があつてから 40 日以内に）寄付者が支払うという条件で補償がなされるが、一定の例外に従うものとする。

補償

各寄付金協定では、関連ある寄付者に対し、関連ある寄付金協定に基づき当該寄付者から支払われるべき金額が支払われないことにより、またはかかる金額が滞納された結果、受益者が負担するあらゆる合理的費用、損失または負債を受益者に補償するよう規定している。

誓約

関連ある寄付者は、関連ある寄付金協定に基づく義務を履行するために、寄付者の属する管轄において当該寄付金協定を裏付ける適法性、有効性、執行可能性または許容性を確保するために、また金融枠組み協定に基づく受益者の表明および保証の不履行を受益者に通知するために必要となる認可を取得および維持することを誓約する。

準拠法

各寄付金協定は、英国法（それぞれイタリア共和国法、スペイン王国法およびオランダ王国法に準拠するイタリア共和国、スペイン王国およびオランダ王国により締結された寄付金協定を除く。）に準拠している。

裁判権または送達の免除を享受する各寄付者は、かかる免除の権利放棄証書を作成している。しかしながら、各寄付者は、その資産に対する処分、差押えまたは類似執行手続に関し、一種の免除を享受しており、かかる寄付者はかかる免除を放棄していないものとする。

寄付金支払

2012年5月31日前に締結された各寄付金協定に基づく寄付者の約束は以下のとおりである。

寄付者	支払義務総額
フランス共和国	€ 1,239,960,000 ⁽¹⁾
イタリア共和国	€ 498,950,000 ⁽²⁾
ノルウェー王国	\$ 27,000,000
	NOK 1,500,000,000 ⁽³⁾
南アフリカ共和国	\$ 20,000,000
スペイン王国	€ 189,500,000
スウェーデン王国	SEK 276,150,000
英国	£ 1,630,000,000 ⁽⁴⁾
オランダ王国	€ 80,000,000
オーストラリア連邦	AUD 250,000,000

(注1) フランス開発庁を通じて行為するフランス共和国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である372,800,000ユーロを寄付した。経済産業雇用省を通じて行為するフランス共和国は、2007年12月7日付の寄付金協定に基づき追加の約束として867,160,000ユーロを追加で寄付した。

(注2) イタリア経済財務省を通じて行為するイタリア共和国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である473,450,000ユーロを寄付した。イタリア共和国は、2011年11月14日付の寄付金協定に基づき追加の約束として25,500,000ユーロを追加で寄付した。

(注3) 外務省により代表されるノルウェー王国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である27,000,000米ドルを寄付した。ノルウェー王国は、2010年8月31日付の寄付金協定に基づき追加の約束として1,500,000,000ノルウェークローネを追加で寄付した。

(注4) 英国国際開発省を通じて行為する英国は、2006年9月28日付の寄付金協定に基づき最初の約束である1,380,000,000ポンドを寄付した。英国は、2010年8月5日付の寄付金協定に基づき追加の約束として250,000,000ポンドを追加で寄付した。

寄付金支払は下記の表に記載される年月日になされる予定である（寄付金支払がなされる通貨で表示されている。）。

	寄付者										
	フランス 共和国 ¹ (EUR)	フランス 共和国 ² (EUR)	イタリア 共和国 (EUR)	ノルウェー 王国 (USD)	ノルウェー 王国 (NOK)	南アフリカ 共和国 (USD)	スペイン 王国 (EUR)	スウェーデン 王国 (SEK)	英国 (GBP)	オーストラリ ア連邦 (AUD)	オランダ 王国 (EUR)
寄付金支払日											
2006年10月31日				2,700,000			9,475,000				
2006年11月28日		3,000,000									
2006年12月20日				2,700,000							
2007年3月1日				5,400,000							
2007年3月15日	20,000,000		6,000,000			1,000,000	18,410,000	4,710,000			
2007年3月31日								4,710,000			
2007年4月15日											
2007年10月15日											
2007年10月31日							9,475,000				
2008年2月15日						1,000,000					
2008年3月1日				5,400,000							
2008年3月31日	20,600,000	20,000,000	25,850,000				18,410,000	8,730,000			
2008年4月15日								8,730,000			
2008年10月15日											
2008年10月31日											
2009年2月15日						1,000,000					
2009年3月1日				5,400,000							
2009年3月31日	21,300,000	21,690,000	25,800,000				18,410,000	12,920,000			
2009年4月15日								12,920,000			
2009年10月15日											
2009年10月31日											
2009年12月21日							9,475,000				
2010年2月15日						1,000,000					10,000,000
2010年3月1日				5,400,000							
2010年3月31日	21,900,000	23,520,000	25,800,000				18,410,000	16,960,000			
2010年4月15日								18,666,522			
2010年10月15日											
2010年10月31日						100,000,000	9,475,000				
2011年2月15日											
2011年3月1日				50,000,000		1,000,000					
2011年3月31日	22,600,000	25,500,000	25,800,000				18,410,000				

2011年4月15日							22,651,521					
2011年6月30日								3,000,000				
2011年10月15日												
2011年10月31日						9,475,000						
2011年12月2日												
2012年2月15日												
2012年3月1日												
2012年3月31日												
2012年4月15日												
2012年10月15日												
2012年10月31日												
2012年12月1日												
2012年2月15日												
2013年3月1日												
2013年3月31日												
2013年4月15日												
2013年10月15日												
2013年10月31日												
2013年12月1日												
2013年2月15日												
2014年3月1日												
2014年3月31日												
2014年4月15日												
2014年10月15日												
2014年10月31日												
2014年12月1日												
2015年2月15日												
2015年3月1日												
2015年3月31日												
2015年4月15日												
2015年10月15日												
2015年10月31日												
2015年12月1日												
2016年2月15日												
2016年3月1日												
2016年3月31日												
2016年4月15日												
2016年10月15日												

2016年10月31日				9,475,000					14,000,000
2016年12月1日									
2017年2月15日									
2017年3月1日	150,000,000	1,000,000							
2017年3月31日	26,900,000	41,440,000	27,500,000						
2017年4月15日									14,500,000
2017年10月15日									51,494,130
2017年10月31日				9,475,000					51,494,131
2018年2月15日									
2018年3月1日	150,000,000	1,000,000							
2018年3月31日	27,800,000	44,940,000	27,500,000						
2018年4月15日									14,500,000
2018年10月15日									55,878,406
2018年10月31日				9,475,000					55,878,406
2019年2月15日									
2019年3月1日	150,000,000	1,000,000							
2019年3月31日	28,600,000	48,730,000	27,500,000						
2019年4月15日									14,500,000
2019年10月15日									60,415,000
2019年10月31日				9,475,000					60,415,000
2020年2月15日									
2020年3月1日	150,000,000	1,000,000							
2020年3月31日	29,400,000	52,840,000	27,500,000						
2020年4月15日									14,500,000
2020年10月15日									65,131,014
2020年10月31日				9,475,000					65,131,015
2021年2月15日									
2021年3月31日	30,300,000	57,290,000	27,500,000						
2021年4月15日									14,500,000
2021年10月15日									70,185,942
2021年10月31日				9,475,000					70,185,942
2022年2月15日									
2022年3月31日	150,000,000	1,000,000							
2022年4月15日									14,500,000
2022年10月15日									63,523,406
2022年10月31日				9,475,000					63,523,406
2023年2月15日									
2023年3月31日	150,000,000	1,000,000							
									14,500,000

2023年4月15日									55,509,782		
2023年10月15日									55,509,783		
2023年10月31日				9,475,000							
2024年2月15日		1,000,000								14,500,000	
2024年3月31日	73,040,000	27,500,000									
2024年4月15日									48,498,695		
2024年10月15日				9,475,000					48,498,696		
2024年10月31日			1,000,000							14,500,000	
2025年2月15日	79,200,000	27,500,000									
2025年3月31日									40,435,362		
2025年4月15日									40,435,363		
2025年10月15日				9,475,000						14,500,000	
2025年10月31日			1,000,000								
2026年2月15日	85,880,000								32,478,406		
2026年3月31日									32,478,406		
2026年4月15日									6,773,550		
2026年10月15日									6,773,551		
2027年3月31日										14,500,000	
2027年4月15日									5,554,348		
2027年10月15日									5,554,348		
2028年3月31日										14,500,000	
2028年4月15日									4,400,362		
2028年10月15日									4,400,362		
2029年3月31日										14,500,000	
2029年4月15日											
2029年10月15日											
2030年3月31日											
合計	372,800,000	867,160,000	498,950,000	27,000,000	1,500,000,000	20,000,000	189,500,000	276,150,000	1,630,000,000	250,000,000	80,000,000

(注1) フランス開発庁を通じて行われるフランス共和国
(注2) 経済産業雇用省を通じて行われるフランス共和国

IFFIm は、業務上単一通貨を選択しており、かかる通貨は米ドルである。IFFIm は、財務マネージャーの助言に従い、特に各寄付金協定の価値における為替および金利の変動による将来の影響、2012年5月31日以前にプログラムに基づいて発行された IFFIm の債券に関する為替および金利リスクを限定するための適切なヘッジ契約を締結した。IFFIm はまた、随時、財務マネージャーの助言に従い、為替、金利およびその他リスク（特に本プログラムに基づき発行される IFFIm の債券、その他 IFFIm が負うあらゆる債務または 2012年5月31日後に GAVI ファンド・アフィリエイトから IFFIm に譲渡される寄付金協定に基づき IFFIm が受領する予定の寄付金支払に関するリスク）を限定するためのヘッジ取引を行うことができる。

財務マネージャーは現在、単独で IFFIm のヘッジ取引のカウンターパーティーを務めている。IFFIm および財務マネージャーの間で締結された財務管理契約に基づき、IFFIm は、財務マネージャーに対し、IFFIm と財務マネージャー以外のヘッジ取引のカウンターパーティーとの間のヘッジ契約の交渉を行うよう要求することができる。かかるカウンターパーティーは、財務マネージャーが承認する金融機関でなければならない。

IFFIm はまた、財務マネージャーの提言に基づき流動性および投資政策を確立した。この流動性政策に基づき、IFFIm は翌 12 ヶ月間における約定債務返済額と等価の健全な最低水準の流動性を維持する予定である。投資政策に基づき、IFFIm の流動性は、ポートフォリオに資金を提供する債務の金利と一致する高水準の固定利付金融商品に投資される（ただし、IFFIm の理事会が当該流動性および債務間における金利デュレーションのミスマッチを許可する場合は除く。）。

寄付金支払の条件設定

IFFIm は、IMF のメンバーでもある GAVI アライアンス適格国をすべて含む参照ポートフォリオ（下記に記載される。）を確立した。3 パーセントのカントリー・ウエートが与えられているベトナムならびに 5 パーセントのカントリー・ウエートが与えられているバングラデシュ、コンゴ民主共和国、エチオピア、インド、インドネシア、ナイジェリアおよびパキスタンを除くすべての国は、1 パーセントのカントリー・ウエートが与えられている。これらの国は、かかる国で資金を得たプログラムの予想される価値の上昇を反映して、参照ポートフォリオにおいてより大きなカントリー・ウエートを占めている。参照ポートフォリオに含まれる各国のカントリー・ウエートは以下に記載するとおり寄付者から支払われる寄付金支払金額の減額を決定するのに随時使用される。

寄付金協定の条項に基づき、各寄付者から支払われる寄付金支払は、参照ポートフォリオのいずれかの特定国が、かかる寄付金協定の支払期日の 25 世銀営業日前である日以前に、いずれかの IMF 金融債務の履行について長期遅延に陥っていると IMF が言明する場合に、減額される。かかる状況において、寄付者が支払うべき寄付金支払額は財務マネージャーが下記算式に従い決定する減額幅に従い減額される。

$$A=B \times C$$

ここで、

A は特定国に関する減額幅

B は関連ある日に支払期限が到来する寄付金支払額（適用ある減額幅は一切考慮しない。）

C は以下に記載する参照ポートフォリオの特定国に適用されるカントリー・ウエートとする。

特定国	カントリー・ウエート	ウエート合計
アフガニスタン、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベナン、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エリトリア、ガンビア、グルジア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ケニア、キリバス、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニカラグア、ニジェール、パプアニューギニア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、スリランカ、スーダン、タジキスタン、タンザニア、東ティモール、トーゴ、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、イエメン、ジンバブエ	1%	62%
ベトナム	3%	3%
バングラデシュ、コンゴ民主共和国、エチオピア、インド、インドネシア、ナイジェリア、パキスタン	5%	35%
合計		100%

参照ポートフォリオは、IFFIm のプログラムの有効期間中固定される。ただし、特定国からの分離または特定国の合併が発生した場合で、承継国もまた IMF のメンバーである場合に、参照ポートフォリオおよびカントリー・ウエートはそれに応じて調整される。

長期遅延に陥っていた特定国がその後長期遅延を解消した場合、その日から 25 世銀営業日後の日より後に支払期日が到来する寄付金支払については、当該特定国に関する減額幅に従う減額はなされない。

1 つ以上の特定国が長期遅延に陥り、寄付金支払が減額される場合、IFFIm が IFFIm の債券の元金の支払に使用可能な資金は減少する。1 つ以上の特定国が長期遅延に陥ることが IFFIm の債券上の義務を履行する能力へ与える影響を軽減するために、IFFIm は、IFFIm ギアリング・レシオ・リミットを維持する。IFFIm に代わる財務マネージャーは、このリミットの遵守を監視し、かかるリミットに違反するであろうと財務マネージャーが判断する資金調達のプログラムを IFFIm が承認しないようにする義務を負う。

投資家は、2012 年 5 月 31 日現在、次に挙げる特定国が長期遅延に陥っていることに留意すべきである。かかる特定国は、ソマリア、スーダンおよびジンバブエである。寄付金支払に関する寄付金支払関連日にかかる国のいくつかまたはすべてが未だ長期遅延に陥っている場合、かかる寄付金支払は上記方法により減額される。

格付

現在 IFFIm には、S&P、ムーディーズおよびフィッチにより、AA+/Aaa/AAA の格付がそれぞれ付与されている。

格付は、債券の購入、売却または保有を奨めるものではなく、また格付付与機関により随時変更

または取り下げになる可能性がある。

2011年12月19日、フィッチは、フランスの格付け見通しをネガティブに変更した際に、IFFImの格付け見通しもネガティブに変更した。ユーロ圏の寄付者に対して2012年1月13日に発表されたS&Pの格付けアクションを受けて、2012年1月17日、S&Pは、IFFImの格付けをAAAからAA+に一段階引き下げ、見通しについてはネガティブとした。

IFFImの主要な活動

資金調達

2012年5月31日現在、IFFImは、以下のプログラムに基づいたIFFImの債券を発行した。

シリーズ	日付	IFFImの債券
1	2006年11月14日	1,000,000,000米ドル2011年11月14日満期5.00%利付債券
2	2008年3月18日	1,700,000,000南アフリカ・ランド2010年3月18日満期9.90%利付債券
3	2009年2月19日	45,000,000豪ドル2012年2月21日満期2.60%利付債券
4	2009年2月19日	3,170,000,000南アフリカ・ランド2012年2月21日満期6.26%利付債券
5	2009年2月19日	179,000,000ニュージーランド・ドル2012年2月21日満期2.65%利付債券
6	2009年5月15日	16,227,290英国ポンド2014年6月13日満期ゼロクーポン債券(満期116.2%支払)
7	2009年5月15日	250,000,000英国ポンド2014年5月15日満期3.375%利付債券
8	2009年5月27日	105,000,000米ドル2012年5月25日満期1.00%利付債券
9	2009年5月27日	50,000,000豪ドル2012年5月25日満期3.51%利付債券
10	2009年6月24日	70,592,000豪ドル2013年6月24日満期4.36%利付債券
11	2009年6月24日	239,000,000南アフリカ・ランド2013年6月24日満期6.85%利付債券
12	2009年6月24日	800,000,000南アフリカ・ランド2024年6月24日満期0.50%利付ディスカウント債券
13	2010年3月23日	2,500,000,000南アフリカ・ランド2013年3月27日満期7.15%利付債券
14	2010年6月28日	17,200,000豪ドル2014年6月27日満期4.77%利付債券
15	2010年6月28日	103,300,000ブラジル・リアル2014年6月27日満期8.30%利付債券
16	2010年6月28日	430,000,000南アフリカ・ランド2020年6月29日満期0.50%利付ディスカウント債券
17	2010年10月15日	35,000,000豪ドル2015年10月15日満期5.50%利付債券
18	2011年3月30日	371,100,000ブラジル・リアル2014年3月24日満期7.81%利付債券
19	2011年9月28日	105,000,000ブラジル・リアル2014年9月29日満期6.00%利付債券
20	2011年9月29日	650,000,000南アフリカ・ランド2016年9月29日満期6.10%利付債券
21	2011年9月29日	12,000,000豪ドル2015年9月30日満期3.40%利付債券

GAVI ファンド・アフィリエイトおよび承認プログラムへの資金供与

2006 年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約 861 百万米ドルを資金供与することを承認する IFFIm による予備的資金調達確認書が発行され、そのうち約 525 百万米ドルが実際に資金供与された。

2007 年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約 186 百万米ドルを資金供与することを承認する IFFIm による予備的資金調達確認書が発行され、約 428 百万米ドルが実際に資金供与された。

2008 年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約 325 百万米ドルを資金供与することを承認する IFFIm による予備的資金調達確認書が発行され、約 273 百万米ドルが実際に資金供与された。

2009 年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約 620 百万米ドルを資金供与することを承認する IFFIm による予備的資金調達確認書が発行され、約 330 百万米ドルが実際に資金供与された。

2010 年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約 400 百万米ドルを資金供与することを承認する IFFIm による予備的資金調達確認書が発行され、約 320 百万米ドルが実際に資金供与された。

2011 年暦年中、GAVI ファンド・アフィリエイトに対し総額で約 200 百万米ドルを資金供与することを承認する IFFIm による予備的資金調達確認書が発行され、約 300 百万米ドルが実際に資金供与された。

2011 年 12 月 31 日現在、資金供与の総額を承認する GAVI ファンド・アフィリエイトに対して発行されている IFFIm による予備的資金調達確認書の総額は、約 2,593 百万米ドルであり、そのうち約 2,176 百万米ドルが実際に資金供与された。IFFIm に承認された予防接種およびワクチン確保プログラムが以下に要約されている。

特定国向けプログラム:

適格な発展途上国政府は、GAVI に申請書を提出することにより、ワクチン確保、予防接種および保健システム支援を申請する。一旦かかる申請書を審査および承認すると、GAVI は、IFFIm による資金供与を要請する。IFFIm の資金は、以下の GAVI の特定国向けプログラムを支援している。

新規および十分に利用されていないワクチン支援 (以下「NVS」という。) プログラム: GAVI は、発展途上国にワクチンおよびそれに関連するワクチン技術の導入支援をした。GAVI の支援は、各国のワクチン接種を促進し、各国のワクチン供給の安全性を改善することを目的とした。IFFIm により資金供与されている NVS のプログラムは、主に以下の疾病に関連していた。

- ・ B 型肝炎: これは、肝臓を攻撃し、急性および慢性疾患の双方を引き起こす可能性のあるウイルス感染である。世界中で約 20 億人が当該ウイルスに感染しており、約 3 億 5,000 万人以上が慢性感染症を抱えて生活している。毎年、約 60 万人が急性または慢性の B 型肝炎により死亡している。
- ・ インフルエンザ菌 B 型 (Hib): これは、約 300 万の深刻な疾患の原因と考えられている細菌感染であり、主に髄膜炎および肺炎を通じて、毎年約 38 万 6,000 人が死亡すると推定される。犠牲者の多くは 5 歳未満の子供である。

- ・ 黄熱病： これは、アフリカおよび米国で大流行したウイルス疾患である。感染により、軽度の症状から重度の症状および死に至るまでの広範な疾病を引き起こす。60年間にわたり効果的なワクチンは利用可能であったが、過去20年にわたり感染した人数は増加し、黄熱病は再び深刻な公衆衛生問題になっている。
- ・ 肺炎球菌疾患： これは細菌による感染である。毎年、肺炎球菌疾患により、100万人に上る5歳未満の子供の生命が失われており、ワクチンにより回避可能な幼児の死亡原因の第1位となっている。こうした死亡を防ぐのに最も有効な方法は、効果的、安全かつ手頃な価格のワクチンを確実に利用可能にすることである。毎年、5歳未満の約80万人の子供が、この疾患により死亡している。
- ・ ジフテリア： この病気は、身体的または呼吸による密接な接触を通じて人から人へと伝播する細菌感染であり、死に至ることもある。ジフテリア患者のうち5%から10%は、適切に治療された場合であっても死亡する。治療しないまま放置すると、この病気により更に多くの人命が奪われる。
- ・ 破傷風： 開口障害としても知られる破傷風は細菌感染である。破傷風は、通常、熟練した助産師を伴わないことが多い不衛生な環境の中で危険な出産を行うことにより、新生児とその母親に影響を及ぼす。WHOは、2008年の破傷風による死者は5万9,000人であると推定した。
- ・ 百日咳： 百日咳は呼吸器の病気であり、口、鼻および喉に棲みつく細菌によって引き起こされる。百日咳にかかる子供には、4週間から8週間続く咳の発作が見られる。この病気は、幼児において最も危険である。WHOは、2008年の百日咳による死者は19万5,000人であると推定した。

保健システム強化（以下「HSS」という。）プログラム： HSSプログラムの目的は、予防接種およびその他の保健サービスを提供するための各国の制度のキャパシティを拡大することを通じて、予防接種率の増加の目標を達成し、かつこれを維持することである。各国は、HSSの資金を、各国の保健システムのボトルネック（弊害）や障壁を除去すべく利用するよう奨励されている。

予防接種サービス支援（以下「ISS」という。）プログラム： GAVIは、発展途上国が自国の予防接種のシステムを強化することに対して柔軟な報酬を支払っている。この支払は、厳しいパフォーマンス要件の対象となっており、GAVIは、目標を設定し、実績を監視するために各政府や政府機関調整委員会と協力している。

安全な予防接種支援（以下「INS」という。）プログラム： GAVIは、使い捨て注射器、再構成注射器および感染性廃棄物容器の提供に貢献している。これらの注射器および感染性廃棄物容器により、発展途上国におけるワクチン投与が容易になった。

ワクチン導入補助金： 新しいワクチンの導入は国の保健システムに追加費用が発生する可能性を示唆することをGAVIは認識しているため、追加支援を提供することによりこの資金ギャップを埋めている。この支援は前払いによる現金補助金という形をとっており、実施国が訓練、社会的流動

化、プログラム運営の監視およびモニタリング等の費用を支払うために利用される。

IFFIm は、設立以降 2011 年 12 月 31 日まで、GAVI の特定国向けプログラムを援助するために以下の資金供与額を承認した。

単位：百万米ドル	設立以降 2011 年までの承認額
新規および十分に利用されていないワクチン支援	1,692
保健システム強化等	340
特定国向けプログラムの承認合計	2,032

投資事例：

IFFIm は随時、疾患予防および疾患管理に対する限定的な戦略的投資に資金を供給する。この投資は、国連児童基金（以下「UNICEF」という。）や WHO 等の GAVI のパートナーを通じて行われる。各投資は、子供および妊産婦の健康を改善するという国連ミレニアム開発目標に向けた進展を制約する疾病を対象とした。IFFIm は、これまでに以下の投資事例に資金を供給している。

黄熱病備蓄： GAVI は、病気の流行が認識された後可能な限り早急にワクチンを確実に配備できるように、黄熱病ワクチン備蓄の創出および維持を支援している。また、備蓄は、定期的なプログラムに確実に供給することにも役立つ。IFFIm の資金は、病気の流行対応および予防対策の両方に使用されている。

ポリオ撲滅： GAVI は、野生およびワクチンに由来するポリオウイルスの感染を遮断するために実施された撲滅強化活動を支援した。この活動には、ポリオの監視および研究活動の維持、社会的流動性の改善ならびに技術的支援の強化が含まれた。

麻疹死亡率削減： GAVI は、麻疹による死亡率の水準を削減する取り組みを支援した。毎年、麻疹により全世界で約 20 万人が死亡し、その中には多くの 5 歳未満の子供が含まれる。麻疹死亡率削減対策は、この子供の重大疾患に取り組むことを目的とした様々な世界規模の保健と各開発機関との連携である。麻疹のワクチン対策は、蚊帳、駆虫薬およびビタミンサプリメント等の、その他の救命介入を提供するための手段となっている。

妊産婦と新生児破傷風： GAVI は、妊産婦と新生児破傷風を撲滅するための対策を支援した。妊産婦と新生児破傷風は、世界の最貧国における最も貧困な人々を苦しめ続けている。この対策は、こうした人々に対する清潔分娩の推進および予防接種のサービスを改善する既存の取り組みを強化するために実施された。

黄熱病ワクチン継続： 2009 年 3 月、GAVI、IFFIm および GFA の理事会は、上述の GAVI による当初の黄熱病投資事例の延長および拡大に対する資金提供を承認した。追加の資金提供により、黄熱病ワクチンの適用範囲が増加、拡大され、また予想以上にワクチン価格を相殺する効果があった。

髄膜炎撲滅： GAVI は、世界の髄膜炎菌性髄膜炎の重荷の約 95%を抱えていると推測される 25 のアフリカ諸国における髄膜炎菌性髄膜炎 A 型を撲滅する取り組みを支援した。髄膜炎菌性髄膜炎は、細菌性疾患であり、主に子供に影響を与え、死に至るまたは永久的な障害を残す可能性がある。

IFFIm は、設立以降 2011 年 12 月 31 日まで、GAVI の投資事例を援助するために以下の資金供与額を承認した。

単位：百万米ドル	設立以降 2011 年までの承認額
黄熱病備蓄および撲滅	101
ポリオ撲滅	191
麻疹死亡率削減	139
妊産婦と新生児破傷風	62
髄膜炎撲滅	68
投資事例の承認合計	561

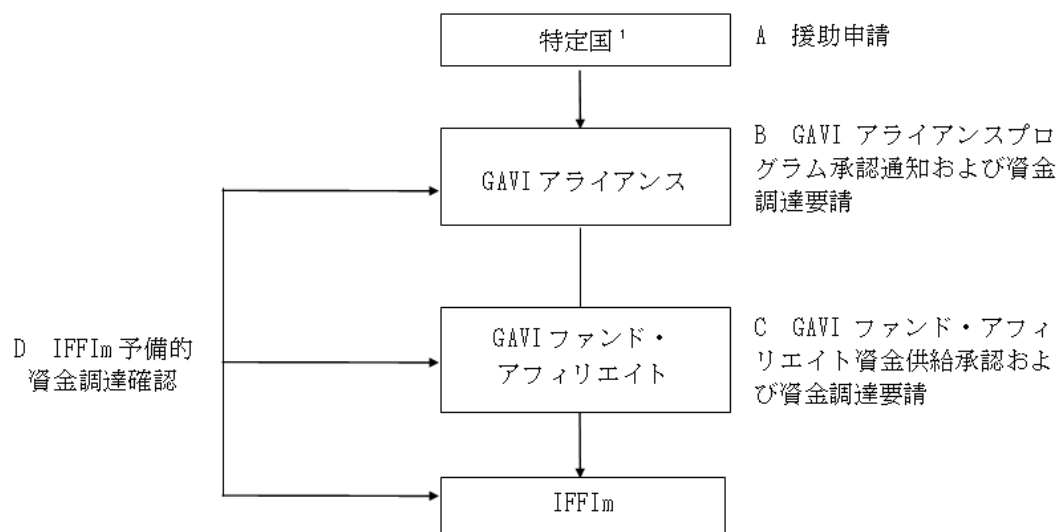
ヘッジ

IFFIm のリスク管理戦略に従い、寄付者誓約金および借入金は、変動為替相場に基づき米ドルへとヘッジされている。

IFFIm の活動－第 1 部 プログラム承認手続

IFFIm は、その時々によって、参照ポートフォリオに含まれている 70 の特定国のいずれかに恩恵をもたらすべく、予防接種および/またはワクチン確保プログラムへの資金提供を承認するよう GAVI ファンド・アフィリエイトから要請を受ける。IFFIm は、とりわけ、かかる資金提供が、IFFIm の慈善目的に合致しており、かつ、定款に違反しないかどうか、また、かかる資金提供が特定の財務要因に合致するかどうかを考慮した上で、かかるプログラムを承認することができる。プログラムは以下のように組成される。

プログラム承認手続



(注1) GAVIアライアンスは、非特定国向けプログラムを提案することも出来る。

A 支援申請

特定国は、予防接種、関連保健システム強化およびワクチン確保プログラムのための資金援助申請を行う。かかる申請は、スタンダード GAVI アライアンス申込フォームを用いて行われ、必要関係書類が添付される。

特定国とは関係していないが、GAVI アライアンスが検討した特定のプログラムもまた存在する。例えば、緊急用のワクチン備蓄を創出するためのプログラムまたは複数国を脅かす病気の大流行防止対策のためのプログラムなどが挙げられる。

B GAVI アライアンスプログラム承認通知および資金調達要請

全ての申請については、基本的な完全性と支援適格性を GAVI アライアンスが審査した後、世界保健機関の代表およびワクチンと予防接種の分野の専門家からなる独立審査委員会 (Independent Review Committee) (以下「IRC」という。) が審査する。IRC は、個々の申請について条件付または無条件で承認すべきか否かを、GAVI アライアンスに勧告することができる。GAVI アライアンスはこれを受けて、IRC の勧告および報告書に照らして各申請を検討すると共に、承認および資金調達要請を行うか否かについて検討する。

通常、特定国向けプログラムの支援（保健システムサービスの強化を含む。）に焦点を当てているが、GAVI アライアンスは、特定国向け支援の課程を通じては満たすことの出来ない予防接種の目的と必要性に応じるために、非特定国向けプログラムへの資金提供申請に基づいて資金提供することもある。非特定国向けプログラムは、IFFIm による資金提供からも利益を得ることができる。例としては、緊急用のワクチン備蓄およびその他の共同購入メカニズムの利用による、複数国におけるワクチン確保および購買能力の拡大、複数国において予防接種サービスの規模を迅速に拡大可能にするための技術的支援の提供および安全でコスト効率の良いワクチンの使用拡大（例えば、アフリカ諸国における麻疹死亡率低減を目的とする集団予防接種対策に関連してワクチンを使用する等。）がある。

GAVI アライアンスは、非特定国向けプログラムへの資金提供申請を懇請または委託することができる。過去において、かかる申請は、国際機関、国家および地域組織、非政府組織、研究機関、財団および公的機関またはかかる事業体の共同事業体が準備して GAVI アライアンスに提出していた。

非特定国向けプログラムへの資金提供申請は、通常、GAVI アライアンスからなる専門家グループまたは IRC によって評価される。GAVI アライアンスは、かかる申請を承認するかについて、評価グループまたは IRC によって提示された報告書およびプロジェクトが実質的に GAVI アライアンスの目的を促進する可能性があるか否かの検討により決定する。

次に、GAVI アライアンスは、提案された予算金額が GAVI アライアンスの予算制限内であるかどうか、および GAVI ファンド・アフィリエイトを通じて IFFIm による資金供与要請（GAVI アライアンスが利用できるその他の資金調達源と比較して、IFFIm による資金供与が、財務上効率的であることを鑑みた上で）が可能かどうかを決定するために、GAVI アライアンス内部の包括的な財政資源およびキャッシュ・マネジメント計画を検討する。

その後、GAVI アライアンスは、関連プログラムに関して、当該プログラムがその規則の規定およびスイスの非営利財団としての立場に合致していることを確認した後に、GAVI ファンド・アフィリエイトに対して IFFIm による資金調達要請を行うと決定した場合、GAVI アライアンスは GAVI ファンド・アフィリエイトに対して資金調達要請を行う。（これは、手続覚書に添付されているスタンダード・フォーム文書である GAVI アライアンスプログラム承認通知および資金調達要請のフォームで行われる。）

C GAVI ファンド・アフィリエイト資金供給承認および資金調達要請

GAVI ファンド・アフィリエイトは、とりわけ、慈善団体としての立場、定款の条項および資金調達政策に照らして、提示された各 GAVI アライアンスプログラム承認通知および資金調達要請を検討する。GAVI ファンド・アフィリエイトが、GAVI アライアンスプログラム承認通知および資金調達要請の承認を決定した場合、GAVI ファンド・アフィリエイトは、IFFIm に対して資金調達要請を行う。（これは、手続覚書に添付されているスタンダード・フォーム文書である GAVI ファンド・アフィリエイト資金供給承認および資金調達要請のフォームで行われる。）

D IFFIm による予備的資金調達確認書

IFFIm は、とりわけ、慈善団体としての立場および定款の条項に照らして、提示された各 GAVI ファンド・アフィリエイト資金供給承認および資金調達要請を検討する。IFFIm はまた、財務マネージャーと相談して、IFFIm の借り入れについて様々な要因を検討する。かかる要因には、金融枠組み協定に規定されているように、いずれかの事業年度において、IFFIm が資金調達承認に合意する可能性のあるプログラムの最大累積金額、IFFIm の資金調達戦略、流動性政策、リスク管理政策および IFFIm ギアリング・レシオ・リミットが含まれる。

IFFIm が GAVI ファンド・アフィリエイト資金供給承認および資金調達要請の承認を決定した場合、IFFIm は、IFFIm による予備的資金調達確認書（手続覚書に添付されているスタンダード・フォーム文書である。）を発行し、そのようにして承認されたプログラムは承認プログラムとなり、かかるプログラムとして認識されるようになる。

IFFIm は、金融枠組み協定に基づきいずれかの暦年における承認プログラムとなる可能性があるプログラムの金額に関し一定の制限に従う。とりわけ、IFFIm ギアリング・レシオ・リミット、IFFIm の資金調達戦略、流動性およびリスク管理政策の適用に従い、いずれの暦年においても承認プログラムとなるように承認される可能性のあるプログラムの最大累積金額（2006 年から 2015 年（2015 年を含む）の関連事業年（または 2006 年から 2007 年度の場合は、期間）について IFFIm

プログラム・キャパシティーをいう。)は、以下のとおりである。

暦年/期間	新たな承認プログラムの最大額 (米ドル)	承認プログラムの累積最大額 (米ドル)
2006-2007	1,050 百万	1,050 百万
2008	500 百万	1,550 百万
2009	450 百万	2,000 百万
2010	425 百万	2,425 百万
2011	400 百万	2,825 百万
2012	350 百万	3,175 百万
2013	325 百万	3,500 百万
2014	300 百万	3,800 百万
2015	200 百万	4,000 百万

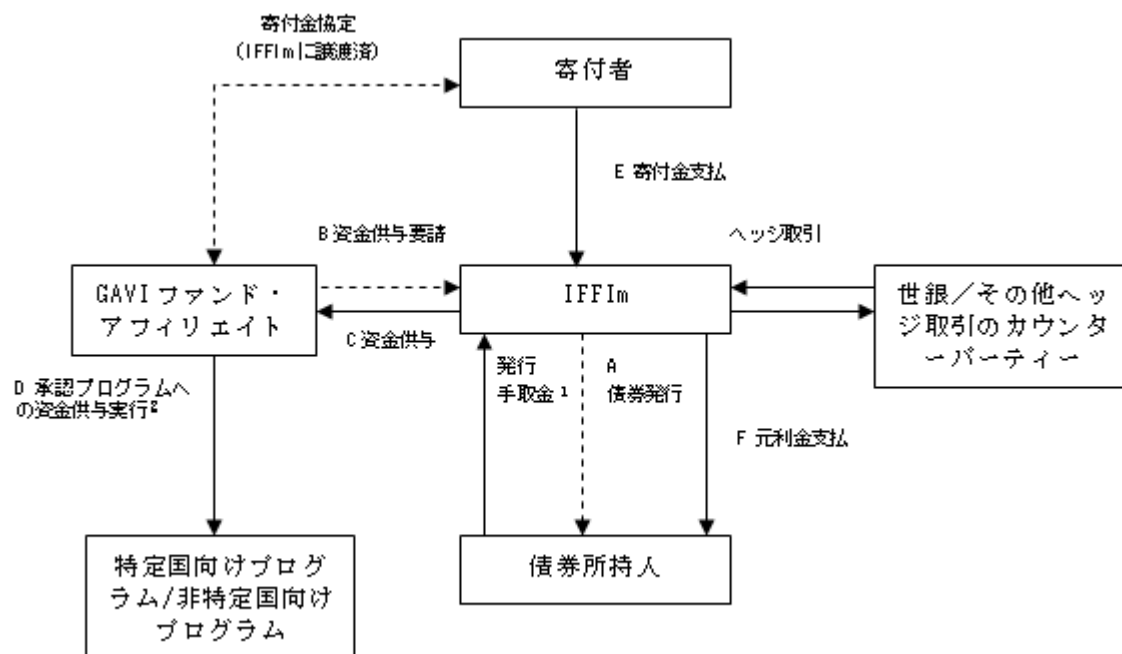
いずれの暦年(2006年から2007年の場合には、期間)において承認された承認プログラムの累積価額が、最大額を下回る場合、その差額は、翌暦年のキャパシティーに追加されるものとする。

とりわけ、2015年に続く新たな予定については、おそくとも2016年の1月1日までに、IFFIm、財務マネージャーおよび寄付者間で設定される。当該当事者が合意した場合には、かかる最初の予定は、2016年から2025年におけるIFFImプログラム・キャパシティーに取り組むものとし、更なる予定は、必要があれば、その後に合意される。

投資家はまた、フィッチレーティングスリミテッド、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクおよびザ・マグロウヒル社の一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズのうち少なくとも2社がIFFImに対し「AAA」または同等の一番高いレーティングの範疇に格付けしない限り、IFFImは、金融枠組み協定に基づいて、プログラムに対して資金提供の承認を許可されていない、ということに留意すべきである。

以下の図は、とりわけ、IFFIm、寄付者およびその他主要当事者間におけるキャッシュ・フローについて説明している。

IFFIm の活動—第2 プログラムへの資金調達



(注1) 発行手取金は、財務マネージャーが保持および管理している IFFIm 口座へ流れる。

(注2) ある特定の場合において、資金は、GAVI ファンド・アフィリエイトから GAVI アライアンスが管理している口座へ入金され、それを受けて、GAVI アライアンスは、当該承認プログラムに対して資金供与を行う。

A 本プログラムに基づく IFFIm の債券の発行

各関連資金調達期間の初日に先だって、財務マネージャーは、IFFIm を代理して、到来する関連資金調達期間における IFFIm の支払義務の総額を評価する。これは、かかる期間における IFFIm の資金調達要件である。IFFIm の資金調達要件には、とりわけ、承認プログラムに基づく IFFIm の資金供与義務、本プログラムに基づく発行済みの IFFIm の債券の元利金の支払義務、IFFIm が締結したデリバティブ取引に関連する支払うべき金額の支払義務、および手数料ならびに関連費用の支払義務が含まれる。

財務マネージャーはまた、かかる関連資金調達期間の初日に先だって、IFFIm が利用できるあらゆる資金の総額を評価する。かかる資金には、とりわけ、IFFIm の銀行口座に保管されている資金、IFFIm の流動資産投資（もしあれば）に関し支払うべき金額および関連資金調達期間に寄付金協定に基づいて寄付者が IFFIm に支払うべき金額が含まれており、これらをすべてあわせたものが IFFIm 利用可能総資金である。

各関連資金調達期間に IFFIm にとって必要となる資金調達額は、従って、IFFIm の資金調達要件が IFFIm 利用可能総資金を超過する金額であり、これが、IFFIm 必要資金である。

関連資金調達期間における IFFIm 必要資金を評価するために、財務マネージャーはまた、IFFIm 必要資金に見合う資金を調達することによって、IFFIm が、IFFIm ギアリング・レシオ・リミットに違反することになるかどうか、または IFFIm の資金調達およびその他の戦略に合致しない方法で

行為することになるかどうかを計算する。かかる違反や行為がある場合には、かかる承認プログラムへの資金調達の結果、IFFIm が IFFIm ギアリング・レシオ・リミットに違反せず、また、その他の戦略に合致するようになるまで、財務マネージャーは、GAVI ファンド・アフィリエイトによるいずれの資金供与要請も延期する。

上述した評価に続いて、財務マネージャーは、かかる関連資金調達期間中に、本プログラムに基づき IFFIm の債券を発行するか、その他債務証券を発行するか、または IFFIm 必要資金もしくは、上述されたように延期されているいずれの資金供与要請をも計上するのに必要な金額分が減額された IFFIm 必要資金を満たすために必要となるローンに基づき資金を借り入れる。各債券発行による発行手取金は、GAVI ファンド・アフィリエイトからの資金供与要請に従って支払が行われるまでは、世銀が財務管理契約に従って維持している IFFIm 口座に保管される（かかる発行手取金は、とりわけ、IFFIm の債券、あらゆるその他債務証券およびあらゆるローンに基づく元利金支払義務を果たすため、デリバティブ取引に関し支払うべき金額支払を行うため、ならびに費用および関連手数料を支払うために、暫定的に IFFIm が使用できることを条件としている。）。

現在の寄付金支払によると、2006 年から 2015 年（2015 年を含む）の期間にわたり、IFFIm は最大 40 億米ドル（IFFIm の債券、その他債務証券またはローンの借り換え控除後）を調達することができると予測されている。年間の資金調達高、債券の選択および募集方法は、特定国の承認プログラムに対して行われる資金提供の必要性に応じて変化する。

IFFIm および財務マネージャーは、IFFIm にとって総じて最善の価値および持続的ベースによる寄付金支払を求めると共に、予防接種および/またはワクチン確保プログラムを必要とする国々に対して、信頼および予測できる資金提供を保証する意向を表している。この目的を達成するために、IFFIm は、金融仲介機関を通じて、機関投資家および/または個人投資家に IFFIm の債券を発行し、幅広く大規模で流動性のある債券の発行から、特定の投資家グループに的を絞った小規模な IFFIm の債券の発行まで、様々な取引を実行する。

B/C 資金供与要請および GAVI ファンド・アフィリエイトへの資金供与

GAVI ファンド・アフィリエイトは、承認プログラム（上記参照）に関して資金供与の要請を行う際に随時、要請がなされる金額および関連する承認プログラム等の詳細を含む資金供与要請を IFFIm に提出する。

いずれの関連資金調達期間においても、IFFIm 口座およびその他 IFFIm の財政資源に保管されている資金が、かかる関連資金調達期間において IFFIm の予想される必要総額に十分見合うということを、財務マネージャーが確信している場合、財務マネージャー（IFFIm を代理して）は、金融枠組み協定の規定に従って、(1)いずれの前関連資金調達期間に提出されたが、前回は完全に認められなかったいずれの資金供与要請およびその後(2)前関連資金調達期間の最終営業日以前に、GAVI ファンド・アフィリエイトが IFFIm に提出したいいずれかの資金供与要請を満たすのに必要な金額を IFFIm 口座から GAVI ファンド・アフィリエイト口座に迅速に振り込む。

D 承認プログラムに対する資金供与

GAVI ファンド・アフィリエイトは、関連資金が GAVI ファンド・アフィリエイト口座に振り込まれてから合理的に実施可能な限り早く、当該承認プログラムに対して必要な資金供与を金融枠組み協定の条項に基づいて行うよう、口座管理銀行に手配する。特定の場合において、資金は、GAVI ファンド・アフィリエイトによって、GAVI アライアンスが管理している口座に振り込まれ、それを受けて、GAVI アライアンスは、関連承認プログラムに対して資金供与を行う。

E/F IFFIm の債券の元利金の支払

IFFIm は、IFFIm に譲渡された寄付金協定に基づいて寄付者から受領した寄付金支払からの利益を、とりわけ、本プログラムに基づいて IFFIm が発行し、未償還である IFFIm の債券の元利金の支払に適用する。

プログラムのモニタリング

承認プログラムに対する GAVI アライアンスの財務補助は、GAVI アライアンスによる厳しいパフォーマンス・モニタリングに従って行われる。かかるモニタリングは、前年に達成した進展を辿り、翌年のために設定した目標を公表し、そして現存の財政源が持続可能であるかどうかを確認することを目的としている。IFFIm に、承認プログラムをモニタリングする義務は無い。

IFFIm の活動—第 3 部 雑則

制約

金融枠組み協定は、IFFIm および GAVI ファンド・アフィリエイトに関する特定の約定を含んでおり、かかる約定は双方の活動を制限するということが投資家は留意すべきである。IFFIm と GAVI ファンド・アフィリエイトは互いに、とりわけ以下に関して合意している。登録慈善団体としての立場を維持するために合理的に全力を尽くすこと、英国における事業所および運営を維持すること、金融枠組み協定、手続覚書およびその他関連書類で規定されている以外のその他業務に従事しないこと、かかる契約に基づいて許可されている以外の借入債務を負わないこと、いずれの小会社をも有さないこと、いかなる不動産をも所有または取得しないことならびに譲渡契約に基づいて IFFIm に譲渡されている権利、権限、利益または権益を、いかなる方法においても（無条件になされたか担保としてなされたかを問わない。）、移転、譲渡もしくは処分しないこと、または関連ある寄付金協定に従って許容される限りにおいて、いかなる抵当権、負債またはその他の担保もしくはそれらに関する遡及権を設定しないこと。

関連事項および運営停止

金融枠組み協定は、大多数寄付者が、IFFIm に対して、特定の状況（各状況は、関連事項という。）において、一時的または永久的に、GAVI ファンド・アフィリエイトに対する資金供与停止を義務づけることができる規定を含んでいる。これらの特定の状況には（これらに限定されないが）、IFFIm または GAVI ファンド・アフィリエイトのいずれか一方が、イングランドおよびウェールズ法に基づいた登録慈善団体としての存続を停止する場合、いずれか一方の事業が破綻した場合および手続覚書に規定されている、予防接種を普及させるための GAVI アライアンスの戦略的目標が、著しく悪い状況で、達成されていない場合を含む。

大多数寄付者の要請により運営が一時的に停止している間は、大多数寄付者が、IFFIm および財務マネージャーに対して、適用ある関連事項の改善策が見つかるまでかかる承認プログラムに対する資金供与を停止すべき旨通知した場合は、いずれの承認プログラムに関しても、IFFIm から GAVI ファンド・アフィリエイトに対して一切資金供与は行われぬ。しかしながら、運営が一時的に停止されている期間はいつでも、IFFIm は、IFFIm の債券、その他債務証券およびあらゆるローンに関する元利金支払に必要な支払、デリバティブ取引に関し支払うべき金額の支払ならびに費用および手数料の支払を継続して行う。両当事者は、一時的な運営停止の原因となった関連事項を合理的に全力を尽くし、改善するために、最大 60 日までの期間を費やすことが認められている。

かかる期間を経過しても、関連事項が、大多数寄付者の満足行くレベルにまで改善されない場合、

大多数寄付者は、IFFIm の運営を永久に停止することを決定することができる。かかる場合、IFFIm は（金融枠組み協定で許可されている範囲で）、IFFIm の銀行口座から資金供与を行うことに関して運営を永久的に停止し、また、IFFIm の資産を適正に現金化、管理および維持することならびに IFFIm の義務を清算することに付随する活動を除く全ての活動を速やかに停止するものとする。その結果、GAVI アライアンスのプログラムが承認プログラムになるためにその後新たに承認されることは一切無く、IFFIm は、承認プログラムに関して行う GAVI ファンド・アフィリエイトに対する資金供与を停止する。

一時的または永久的な運営停止によって、寄付者が寄付金協定に基づいて予定された支払を行う義務は、いかなる方法においても変化、軽減、延期または変更されることはなく、かかる支払は、財務マネージャーが、全ての発行済みの IFFIm の債券および IFFIm が抱えているその他の債務が完済された旨を寄付者に対して通知するまで継続しなければならないものとする。永久停止の通知に従い、IFFIm は、満期または償還される IFFIm の債券またはその他債務証券およびローンの借り換えをする必要がある場合を除いて、新たに IFFIm の債券またはその他債務証券を発行したり、新たにローンを借り入れることは出来ないものとする。

一旦 IFFIm と財務マネージャーが、IFFIm の全ての債権者（IFFIm の債券所持人を含む。）が完全に免責されたことを確認すると、IFFIm 口座の預金に残っているあらゆる資金は、相談をした後に、IFFIm の定款の条項および適用法の条項に従って、IFFIm の慈善目的に向けて適用されるものとする。

いずれの寄付者も、金融枠組み協定のその他の当事者に対して、以下の(a)～(c)を通知することができる。

- (a) 寄付金支払が、寄付者の管轄において控除または源泉徴収されることなく行われることを保証するため、もしくは、税金に関して補償義務を果たすために、寄付金協定の条項に従って追加の支払を(i)行わなければならないなくなった、もしくは(ii)行うようになる可能性があること、または
- (b) GAVI ファンド・アフィリエイトまたは IFFIm の活動に関連して、適用ある管轄に基づいて予期しない納税義務が(i)生じた、もしくは(ii)生じる可能性があること、または、
- (c) 国家もしくは国際会計もしくは寄付金協定に基づくかかる寄付者の公約に関する規制上の取扱いにおいて重大な変更が(i)生じた、もしくは(ii)生じる可能性があること。

かかる通知のいずれかが行われた場合には、金融枠組み協定の当事者は、取引文書に記載されている取引の見直しおよびかかる見直しに伴い必要となる取引文書に対するいかなる修正についても合意するという考えの下、誠意を持って交渉に入るものとする。ただし、(A)適用ある格付機関が、書面により、IFFIm の発行済み債券、その他債務証券および/またはローンの格付けが、かかる修正により著しく影響を受けることはないことを確認するまで、または(B)財務マネージャーの合理的な意見において、かかる見直しによって(i)寄付者からの要求があった時点における発行済み債券、その他債務証券および未返済のローンに関して予定されている支払および債務返済の要件を満たすための IFFIm の能力もしくはその他の義務、費用、負債ならびに金融枠組み協定において特定されている種類のその他の要件を満たすための IFFIm の能力を害する場合、もしくは(ii) IFFIm の財務効率性を全般的に著しく害する場合、かかる見直しは効力を生じないものとする。

しかしながら、当事者が取引文書の修正について合意出来ない場合には、関連事項が一切生じていないとしても、大多数寄付者は、IFFIm の運営を永久的に停止することを決定することができる。

かかる通知が、上記(a)(i)、(b)(i)または(c)(i)で参照されている通知である場合には、関連事項が一切生じていないとしても、以下を前提として、大多数寄付者は、かかる交渉に入る前に、一

時的に IFFIm の運営を停止することができる。かかる運営停止は、大多数寄付者がその他の各当事者に対して、かかる通知を行った日に始まり、(i) 運営の永久停止が生じた日、または(ii) 見直しおよび参照された修正が効力を発した日（いずれも当日を含む。）のいずれかに終了するということを前提としている。

IFFIm およびその財政構造に関連するリスク要因

IFFIm の債券が IFFIm 単独の債務であるリスク

IFFIm の債券は、IFFIm が単独で有する直接的および無条件ならびに非劣後および無担保の債務であり、寄付者を含む何者にも保証されることがなく、また寄付者を含む何者も責任を負うことがない。GAVI ファンド・アフィリエイトおよび GAVI アライアンスのいずれも IFFIm の債券に基づくいかなる支払義務（偶発か否かを問わない。）も負うことがない。

更に、IFFIm 以外の何者も、IFFIm の債券に基づく IFFIm による支払の不履行に関し、債券所持人に対するいかなる債務も受けることはない。

IFFIm の支払能力に関するリスク

IFFIm の債券の元利金を支払う能力は、主に、IFFIm が寄付金協定に基づく寄付金支払の受領状況に左右される。IFFIm は、IFFIm の債券に基づく義務を履行する目的で利用可能であるその他の重要な資金源を持たない。

一切の寄付金支払は、寄付金の支払条件に従い行われることに留意すべきである。よって、参照ポートフォリオの一部を構成するいずれかの特定国（単独か複数かを問わない。）が長期遅延に陥っている場合、支払われるべき各寄付金支払は、当該特定国の減額幅だけ減額される。

かかる減額の結果、寄付者から支払われる寄付金支払により、IFFIm が IFFIm の債券に必要な支払を行うための十分な資金を得られない場合、当該 IFFIm の債券の所持人は、本来支払われる予定であった金額より減額された利息および/または元本を受領する可能性がある。

IFFIm の債券に基づき支払われる元利金に関し、IFFIm に対する償還請求権が制限されるリスク

IFFIm が IFFIm の債券、利札およびレシートに基づき支払われる金額の支払義務は、IFFIm の全資産の実現純収入および債券信託証書に基づく債券、利札およびレシートの所持人の権利に限定される。かかる金額が、IFFIm の債券、利札およびレシートならびに債券信託証書および IFFIm の債券と同等の借入金債務に対するその他の債務に基づく IFFIm の全債務を完済するのに充分でない場合、これがいかなる理由によるものであっても、IFFIm は、かかる不足分を支払う義務を負わない。IFFIm の債券に関するかかる不足分はすべて、債券、利札およびレシートの所持人が比例配分で平等に負担するものとする。

IFFIm は、その他債務証券を発行する可能性があり、また IFFIm の債券に基づき IFFIm の支払義務と同等のその他の債務が発生する可能性がある。

IFFIm の債券が IFFIm 単独の法人債務であるリスク

IFFIm の債券、IFFIm 財務文書または取引文書に基づく IFFIm の義務、誓約または契約に関する償還請求権は、IFFIm の理事または構成員に対して行われることはなく、IFFIm の債券、IFFIm 財務文書およびその他取引文書に基づく IFFIm の義務は、IFFIm の法人債務であると理解され、また、IFFIm の理事または構成員が、IFFIm のかかる義務、誓約または契約に基づきまたはこれらを理由

として個人的負債を負うことはない。

IFFIm の資産が限定されているリスク

IFFIm の主要な資産は、(i) 寄付金協定に基づく権利（譲渡契約に従い、寄付金協定に基づく寄付金支払を受領する権利を含む。）、(ii) IFFIm が当事者であるその他取引文書に基づく権利、(iii) IFFIm 口座に随時預金される資金および IFFIm のために財務マネージャーが行うあらゆる投資ならびに(iv) デリバティブ取引に基づく権利で構成されている。

IFFIm の債券が期限前償還される場合、その時に発行済みである IFFIm の債券に関するすべての元利金の支払をかかえる資産から実現される手取金で充足できないこともありうる。

ただし、金融枠組み協定の条項により承認プログラムの価値総額は制限されており、IFFIm の信用格付けが 2 つ以上の適用ある格付機関により AAA もしくはそれに相当する格付けより引き下げられる場合、または財務マネージャーの判断で IFFIm が IFFIm ギアリング・レシオ・リミットに違反するとされる場合に追加のプログラムが承認されることはない。

IFFIm が寄付者の履行に対し、いかなる責任も負わないリスク

IFFIm およびトラスティーは、寄付者が締結する関連ある寄付金協定に基づく当該寄付者の義務の履行および遵守、寄付金協定に基づき寄付者が支払うもしくは支払うことになる金額の復元可能性、または寄付金協定、金融枠組み協定もしくはその他のあらゆる取引文書に基づくもしくは関する寄付者のその他の行為、不履行もしくは不作為に関し、いかなる表明および保証も行わず、また行っておらず（または GAVI ファンド・アフィリエイトから受領しておらず）、責任、債務または義務を有していない。IFFIm およびトラスティーは常に、寄付者の財政状況、信用価値、問題、立場または性質に関し、責任、義務および債務を負うことはない。

IFFIm の債券に関する金融サービスが寄付者の履行に左右されるリスク

IFFIm の債券の条件に関する金融サービスおよび履行は、主に、各寄付者が当事者である各寄付金協定に基づく義務およびかかる協定に基づきなされる支払に関する誓約を履行する状況に左右される。

このリスクに関連して、投資家は、各寄付者が IFFIm および金融枠組み協定のその他の当事者に対し、各寄付者が当事者である寄付金協定が当該寄付者の有効かつ拘束力のある義務を構成している旨表明および保証を行っていることに留意すべきである。

また、投資家は、IFFIm に譲渡された寄付金協定に基づくまたはかかる協定に関する IFFIm の権利に含まれるいかなる所有権またはその他の法的利益も債券所持人の利益にならないことにも留意すべきである。債券所持人は、寄付金協定を履行する権利または寄付者に対し直接償還請求をする権利を有さない。

寄付金協定に基づき寄付者によりなされる一定の支払のために、かかる支払の前に追加のまたは年次の議会による承認が必要となり得るリスク

各寄付者が寄付金協定に基づき寄付金支払を行う義務は、有効で拘束力および強制力のある義務を構成している。各寄付者は、議会および政府の認可を含め、寄付金協定に関する寄付金支払およびその他の支払義務に関し必要となる認可を取得する。ただし、下記を例外とする。

(1) 寄付者は、寄付金協定のグロス・アップ条項、租税補償条項または一般的な補償条項に基づき生じた支払義務を果たす前に追加の議会または政府による認可を要求することができる。このような認可は、かかる支払の金額および内容が明らかになるまで取得できない。イタリア共和国（これ

については後に説明される。)を除き、かかる認可が取得できないとしてもかかる支払義務が有効で拘束力および強制力を有することには影響しない。

イタリア共和国については、イタリア議会が IFFIm のプロジェクトに参加することを認めており、2005 年 12 月 23 日付の法 266 号 (以下「2006 年度予算法」という。)に従い当初の寄付金協定に基づく寄付金支払の合計金額を支払うための 504 百万ユーロを経済財務省に割り当て、また、2010 年 12 月 13 日付の法 220 号 (以下「2011 年度予算法」という。)に従い IFFIm を含む開発政策への協力支援のために 534 百万ユーロを割り当てている。寄付金協定に基づきイタリアの経済財務省が担う支払義務のうち、2006 年度予算法および 2011 年度予算法で規定された金額を超える分については、イタリア共和国を代表する経済財務省の有効で拘束力および強制力のある義務を構成するために、議員法規または省庁の規定に基づくかかる超過金額に関する事前の採択を要する。

(2) スペイン王国については、スペイン閣僚会議が、年次ベースで寄付金支払を承認しなければならない。

(3) 英国については、(英国の寄付金協定に基づく寄付者としての)英国国際開発省は、年度予算配分(とりわけかかる配分から関連ある年に英国の寄付金支払が行われる。)に関して毎年可決する歳出予算法に依拠している。

(4) イタリア共和国については、各寄付金支払が効力を有する前に支払に関する特別命令を採択する必要がある。

(5) オーストラリア連邦については、連邦議会が、各寄付金支払に関する歳出を行わなければならない。

上記(1)から(5)で言及された認可取得のメカニズムは、いずれも関連ある寄付者が予定どおり寄付金支払を行う旨の誓約が有効で拘束力および強制力であることに何ら影響を与えることはない。

英国チャリティ委員会による介入のリスク

IFFIm および GAVI ファンド・アフィリエイトは、英国チャリティ委員会により規制されている。英国チャリティ委員会は、2006 年チャリティ法(随時なされる改正を含む。)に基づき慈善団体の調査および審査を開始する権限を有しており、かかる調査および審査の結果が出るまで、英国チャリティ委員会には、とりわけ以下の行為が認められている。

- ・慈善団体のトラスティー、役員、代理人または従業員を、その役職または雇用および(該当する場合には)慈善団体の構成員から解任するまたは停職にすること。
- ・慈善団体の管理計画を確立すること。
- ・公式の保管者に慈善団体の財産を付与すること。
- ・追加の慈善団体のトラスティーを任命すること。
- ・慈善団体の債務者に対し、英国チャリティ委員会の認可なしに慈善団体に対して支払を一切行わないよう命令すること。
- ・慈善団体の財産を有する者に対し、英国チャリティ委員会の許可なしにかかる財産を放棄しないよう命令すること。
- ・英国チャリティ委員会の認可なしに、慈善団体が取引を締結したり、支払を行ったりすることを禁止すること。
- ・慈善団体の財産および業務に関し、受領者および管理者として行為する暫定管理者を指名すること。
- ・慈善団体のトラスティー、役員もしくは従業員または慈善団体それ自体に対し、英国チャリティ委員会が慈善団体の利益のために適切であると考えられる行動をとるよう命令すること。

・治安判事により捜査押収の許可を得ている場合に、書類または情報を入手または押収するために敷地内に入ること。

英国チャリティ委員会はまた（調査又は捜査が実施されていない場合において）、慈善団体が保有するまたはそのために信託されている財産を保有または管理する者が慈善団体の目的上適切に利用しようとしないう場合で、慈善団体の目的上当該財産が確実に適切に利用されるようにするために命令を下すことが必要または好ましいと認められる場合、一定の条件に従って、関係ある者に対し当該財産を命令する方法で利用させる事ができる。

英国チャリティ委員会のかかる行為は、IFFIm の債券に関する IFFIm の支払能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

IFFIm のヘッジ戦略の有効性は、ヘッジ取引のカウンターパーティーの業績に左右されるリスク

通貨、金利およびその他のリスクを効果的にヘッジする IFFIm の能力ならびに IFFIm の債券に基づき義務を履行する IFFIm の能力は、そのヘッジ取引のカウンターパーティーのその時々業績および信用価値により左右される。

IFFIm と財務マネージャーとの間のヘッジ契約に基づき、いずれかの当事者が特定の信用格付機関により AAA またはそれに相当する格付けを付されている限り、いずれの当事者も相手方に対し担保を差し入れる必要はない。財務マネージャーは現在、AAA の格付けを有しているため、自身と IFFIm との間のヘッジ取引に基づく義務を裏付けるための担保を差し入れる必要はない。

よって、未決済の取引に関する通貨および金利の動向により、IFFIm は財務マネージャーに対しリスクを負う可能性がある。

更に、財務管理契約に基づき、IFFIm は、財務マネージャーが市場のカウンターパーティーとの間に相殺取引を締結することにより、IFFIm との取引から生じるリスクをヘッジする意図を有すると認識している。財務マネージャーがその信用格付基準を満たすカウンターパーティーとかかる相殺取引を締結できない場合、または金融リスクを効果的にヘッジすることができない場合には、財務マネージャーは IFFIm との間にヘッジ取引を締結する必要はない。

IFFIm の財務業務を財務マネージャーに依存するリスク

IFFIm は従業員を有しておらず、将来も従業員を有することはない旨誓約している。IFFIm の財務業務は、財務マネージャーにより行われている。IFFIm および世銀は財務管理契約を締結しており、それに基づき、世銀が IFFIm のために財務マネージャーを務め、当該契約書に記載されるサービスを提供する。財務管理契約は 5 年間効力を有し（満期は 2011 年 9 月 29 日）、その後相互の合意があれば更に 5 年間更新することができる。IFFIm は、財務マネージャーを常時維持するために可能な限り合理的な努力することを誓約しており、これには、多国籍開発銀行が予想されるが、要請があった場合に、IFFIm が、現在世銀が提供しているサービスを提供するよう多国籍開発銀行に約束させることができるという保証はない。IFFIm は 90 日前の通知を行った上で財務マネージャーとの契約を終了させる権利を有する。IFFIm および財務マネージャーは、財務管理契約を 5 年間更新する交渉を現在行っている。

投資家は、財務マネージャーが IFFIm に通知をした上で任務を辞退する権利を有することにも留意すべきである。ただし、かかる辞退は、IFFIm により新しい財務マネージャーが指名される日またはかかる辞退の通知が行われた日から 12 ヶ月が経過した日のいずれか早い方が到来するまで効力を生じない。世銀が財務マネージャーを辞退する場合、IFFIm が多国籍開発銀行またはその他の適切な後継者から財務管理サービスを提供する約束を得られなかった場合に、IFFIm の財務業務がどのようになされるかは不確実であり、IFFIm が IFFIm の債券およびその他の取引文書に基づく義務を履行できない可能性がある。

2011年9月28日、IFFImと世銀は2011年10月5日までの暫定期間について財務管理契約を既存の条件で延長することに合意した。2011年10月4日に開催されたIFFImの理事会会議において理事会により正式に承認されたことを受けて、IFFImと世銀は、2011年10月5日に財務管理契約を当初の契約と実質的に同じ条件で更新した。財務マネージャーとしての世銀の任期は2016年10月5日まで更に5年間延長され、それ以降については、相互の合意に基づいて更新されることを条件とする。

用語の定義

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「加盟日」とは、金融枠組み協定の別紙1に掲げられたそれぞれの寄付者の加盟日をいう。

「口座管理銀行」とは、GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定に基づく口座管理者としての職務を担う世銀、または GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定に従って随時合意される代替銀行をいう。

「追加寄付者」とは、金融枠組み協定の第17条に従って、金融枠組み協定に基づく当初寄付者と元よりされている者同様、加盟日以降生じるすべての権能、権利、権限、責任および義務を与えられた者をいう。

「代理人契約」とは、2006年11月3日付の代理人契約（2007年12月17日付の修正およびその後の修正または補足を含む。）をいい、IFFIm、トラスティー、当初の主支払および名義書換代理人としてのシティバンク、エヌ・エイ ロンドン支店ならびにかかる契約書の中で指定されているその他の代理人との間で締結されている。

「適用ある格付機関」とは、フィッチ、ムーディーズおよびS&Pをいう。

「承認プログラム」とは、GAVI ファンド・アフィリエイトが、GAVI ファンド・アフィリエイト資金供給承認および資金調達要請に基づいて申請し、IFFIm が、手続覚書および金融枠組み協定に規定されている手続（かかる手続は、随時修正される。）に従って承認するすべてのプログラムをいう。

「英国会社法」とは、1985年英国会社法（2006年英国会社法による改正およびその後の改正を含む。）をいう。

「ディーラー契約」とは、IFFIm および本プログラムのアレンジャーであるゴールドマン・サックス・インターナショナル間の2006年11月3日付のディーラー契約（2007年12月17日および2009年8月12日の修正ならびにその後の修正および補足を含む。）をいう。

「譲渡契約」とは、GAVI ファンド・アフィリエイトおよび発行者間の捺印証書で、これに従って GAVI ファンド・アフィリエイトが1つ以上の寄付金協定に基づくその権利、権限、利益、利権および義務（これに基づく寄付金支払に関するものを含む。）を発行者に譲渡することとなるものをいう。

「更改契約」とは、2009年12月17日に、とりわけ GAVI アライアンス、GAVI ファンド・アフィリエイト、IFFIm および世銀間で締結された更改修正および書換済み契約をいう。

「デリバティブ取引」とは、通貨、金利、ベースス・リスク、ならびに IFFIm リスク管理戦略に記載される現在および将来の資産および/または負債に関するその他のエクスポージャーを回避する目的で（財務マネージャーによる助言を考慮した）発行者が締結するデリバティブ取引をいう。

「資金供与要請」とは、実質的に金融枠組み協定の別紙4に規定されているフォームに従い作成された、承認プログラムに関して IFFIm による資金供与を要請する、GAVI ファンド・アフィリエイトから IFFIm に対して行われる正式に記入された資金供与要請をいう。

「金融枠組み協定」とは、とりわけ当初寄付者、発行者、GAVI アライアンス、GAVI ファンド・ア

フィリエイトおよび財務マネージャー間で締結され、追加寄付者が随時加盟する、更改契約に従い修正および書換られる 2006 年 9 月 28 日付の予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm) に関連する金融枠組み協定（その後の補足、変更、修正および/または代替を含む。）をいう。

「フィッチ」とは、フィッチレーティングスリミテッドまたはフィッチレーティングスリミテッドの格付け機関業務のあらゆる承継者をいう。

「GAVI アライアンス」とは、スイス ジュネーブ Ch-1202 マインズ通り 2 番地 (Chemin des Mines 2, Ch-1202, Geneva, Switzerland) に登録住所を有するスイス法に基づき財団として組織された慈善事業体（連邦番号 CH-660-1699006-1）をいう。

「GAVI ファンド」とは、米国 20006 ワシントン D.C.、スイート 600、北西部アイ・ストリート 1776 (1776 Eye Street, NW, Suite 600, Washington D.C. 20006, USA) に事務所を有する米国ワシントン州で登録されている非営利団体（設立番号 601989024）をいう。

「GAVI ファンド・アフィリエイト口座」とは、GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定により口座管理銀行に維持される GAVI ファンド・アフィリエイト名義の口座、または GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定に従って他の銀行に開設され維持される代替口座をいう。

「GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定」とは、GAVI ファンド・アフィリエイトおよび口座管理銀行間で締結された GAVI ファンド・アフィリエイト口座の開設、維持および運営に関する協定（その後の補足、変更、修正および/または代替を含む。）をいう。

「GAVI ファンド・アフィリエイト資金供給承認および資金調達要請」とは、実質的に手続覚書（随時修正される。）に規定されているフォームに従い作成された、GAVI ファンド・アフィリエイトから IFFIm 宛ての申請書をいう。

「大券」とは、仮大券および恒久大券をいう。

「寄付金協定」とは、各寄付者に関して、当該寄付者が GAVI ファンド・アフィリエイトと締結した寄付金協定をいう。

「寄付金支払管理協定」とは、寄付者の寄付金協定に関連する支払金の支払手続、口座情報の詳細に加えて、その他の管理およびロジスティクス上の情報を定める寄付者、IFFIm および財務マネージャー間で締結される協定をいう。

「寄付金支払額」とは、各寄付金支払日および寄付者に関して、寄付金支払日程に規定されている日に、寄付者の寄付金協定に従って支払われるべき寄付金支払の金額をいう。

「寄付金の支払条件」とは、各寄付金協定の第 2.2 条（支払の条件）に規定されている支払に関する条件をいう。

「寄付金支払日」とは、寄付金協定に従い、寄付者の寄付金支払に関して、各寄付金支払日程に規定されている寄付金支払の支払期限が到来する日をいう。

「寄付金支払関連日」とは、当該寄付金支払に関して、寄付金支払のための寄付金支払日の 25 世銀営業日前に当たる日をいう。

「寄付金支払日程」とは、寄付者に関して、各寄付金支払の額およびかかる寄付金支払の寄付金支払日を明記した寄付金協定に添付されている日程をいう。

「寄付金支払」とは、各寄付者に関して、寄付者が寄付金協定の別紙 1 に規定される金額について受益者（寄付金協定に定義される。）のために引き受ける支払をいう。

「寄付者」とは、当初寄付者および追加寄付者の各々、またはそのいずれかをいう。

「世銀」とは、国際復興開発銀行（世界銀行）をいう。

「世銀営業日」とは、国際復興開発銀行が一般業務のために営業している日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

「IFFIm」とは、予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）をいい、登録番号 5857343 および慈善団体としての登録番号 1115413 を持つ、イングランドおよびウェールズ法に基づいて設立された会社であり、英国 ロンドン市 EC1Y 8BB ラムズ・パッセージ 2 (2 Lambs Passage, London EC1Y 8BB, United Kingdom) に登録住所を有する。

「IFFIm 口座」とは、財務マネージャーが、財務管理契約に従って IFFIm の名義で管理している口座またはかかる財務管理契約に従って別の銀行に開設および維持されているその他の代替口座をいう。

「IFFIm 利用可能総資金」とは、いずれかの関連資金調達期間に関して、当該関連資金調達期間の間に金融枠組み協定の第 6 条に従って財務マネージャーが決定する IFFIm の資金調達要件を満たすために IFFIm が利用可能な資金の総額をいう。

「IFFIm の利札」とは、IFFIm の債券または IFFIm の債券に関する利札をいう。

「IFFIm による資金供与」とは、IFFIm が、承認プログラムに関して、GAVI ファンド・アフィリエイトに供与する資金をいう。

「IFFIm の資金調達要件」とは、金融枠組み協定の第 6.3 条に定められている意味を有する。

「IFFIm 財務文書」とは、プロスペクトス、債券信託証書、IFFIm の債券（大券によって表章される各 IFFIm の債券を含む。）、代理人契約、ディーラー契約、あらゆる債券発行契約、デリバティブ取引に関して、IFFIm があらゆる契約相手と締結したすべての契約および各ローン協定のそれぞれをいう。

「IFFIm ギアリング・レシオ・リミット」とは、その時々において、IFFIm の純金融債務（IFFIm の債券、ローンならびに IFFIm の債券およびローンをヘッジするために締結されるデリバティブ取引に関する債務を含む。）から現金および流動資産を控除した金額の最高額の上限（財務マネージャーの助言を考慮し、かつ IFFIm の理事会で合意される。）を、IFFIm の金融資産の純現在価値に占める割合で表したものをいい、寄付者から支払われる予定の寄付金支払（IFFIm に譲渡済み）の純現在価値および寄付金支払をヘッジするために締結されたデリバティブ取引の純現在価値が考慮されている。

「IFFIm による予備的資金調達確認書」とは、実質的に手続覚書に規定されているフォームに従い作成された、IFFIm からの通知をいう。

「IFFIm の債券」とは、本プログラムに基づき発行される債券（発行後の債券も含む。）をいう。

「IFFIm プログラム・キャパシティー」とは、金融枠組み協定の第 5.4 条に定められている意味を有する。

「IFFIm 必要資金」とは、金融枠組み協定の第 6.5 条に定められている意味を有する。

「IFFIm リスク管理戦略」とは、財務管理契約の第 6 章に従い、発行者および財務マネージャー間で合意する発行者のその時々において最新のリスク管理戦略をいう。

「IMF」とは、国際通貨基金をいう。

「IMF 金融債務」とは、ローン契約または特定国が IMF と締結した類似の取り決めに従い、IMF に支払うべき元利金の支払を行うための当該特定国のあらゆる義務をいう。

「借入金債務」とは、(i) ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャーストック、転換債券もしくはその他の有価証券、(ii) 借入金、または (iii) 引受もしくは引受条件付信用に基づく、もしくはこれに関する負債のための、またはそれらに関する債務（元本、プレミアム、利息またはその他の金額のいずれであるかを問わない。）をいう。

「当初寄付者」とは、金融枠組み協定にその名前が表示される寄付者をいう。

「IRC」とは、独立審査委員会をいう。

「貸付人」とは、ローン協定に定められている意味を有する。

「ローン協定」とは、金融枠組み協定において想定されている関連貸付者と発行者間のローン・ファシリティ協定をいう。

「ローン・ファシリティ」とは、ローン協定に基づいて利用可能なローン・ファシリティをいう。

「ローン」とは、ローン・ファシリティに基づいて行われるローンをいう。

「大多数寄付者」とは、財務マネージャーが（いずれかの当事者より要請を受けてから、合理的に実施可能な限り速やかに）、（i）当初寄付者については、各寄付金協定の発効日現在および（ii）追加寄付者については、追加寄付者が、金融枠組み協定の第 17 条に従って当事者となる日現在の米ドル相当額における各寄付者の寄付金支払の総額（支払済およびこれから支払われる寄付金を含む。）に基づいて計算する寄付金支払合計（支払済およびこれから支払われる寄付金を含む。）の 4 分の 3 に相当する寄付者の過半数をいう。

「定款」とは、イングランドおよびウェールズにおいて登録されている会社の基本定款および付属定款をいう。

「ムーディーズ」とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクまたはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクの格付け機関業務のあらゆる承継者をいう。

「多国籍開発銀行」とは、加盟者が主権を有する政府である国際条約により設立された国際金融機関をいう。

「非特定国向けプログラムへの資金提供申請」とは、手続覚書の第 2 部第 2.2 条に定められている意味を有する。

「債券発行契約」とは、債券信託証書、または IFFIm が IFFIm の債券を発行する当事者であるその他の契約をいう。

「IFFIm の債券所持人」とは、IFFIm の債券の保有者、ならびに文脈によっては無記名式の IFFIm の債券および関連ある受領証の保有者または記名式の IFFIm の債券に名前が登録されている者（場合による）をいい、（IFFIm の債券、IFFIm の債券に関する利札（以下「利札」という。）または IFFIm の利札にかかる）「所持人」とは、IFFIm の債券、利札、無記名式の IFFIm の債券または IFFIm の利札の保有者または記名式の IFFIm の債券に名前が登録されている者（場合による）をいう。

「債券信託証書」とは、2006 年 11 月 3 日付（2007 年 12 月 17 日付の第 1 回追補債券信託証書および 2008 年 8 月 4 日付の第 2 回追補債券信託証書による補足ならびにその後の修正または補足を含む。）の信託証書をいい、IFFIm と IFFIm の債券所持人の受託者としてのトラスティー（この表現は、その時々においてかかる証書の受託者であるすべての者を含むものとする。）の間で締結されている。

「GAVI アライアンスプログラム承認通知および資金調達要請」とは、実質的に手続覚書に規定されているフォームに従い作成された、GAVI アライアンスが GAVI ファンド・アフィリエイトに宛てた通知をいう。

「その他債務証券」とは、IFFIm により規定されたまたは規定される予定のその他の債券発行プログラムに基づいたその他の債務証券をいう。

「未償還」とは、発行された全ての IFFIm の債券のうち、(a)プライシング・サプルメントにより補完されるプロスペクタスにおける「債券の要項」（以下「要項」という。）に従って償還された IFFIm の債券、(b)償還期日が到来しており、その償還資金（当該償還期日までの IFFIm の債券のすべての経過利息および当該償還期日後に支払われるべき利息を含む。）が債券信託証書に規定するトラスティーまたは主支払代理人に適式に支払われており、また、当該償還資金が IFFIm の債券および/または IFFIm の利札（場合による。）の呈示および提出と引換に支払われうる IFFIm の債

券、(c)無効となり、または IFFIm の債券に関する請求が時効となった IFFIm の債券、(d)要項の規定により買入消却された IFFIm の債券、(e)代替債券との交換のために提出された汚損または毀損した無記名式の IFFIm の債券、(f)紛失、盗難または滅失したとされ、IFFIm の債券に関して代替債券が発行された無記名式の IFFIm の債券（未償還の IFFIm の債券の数を決定するためだけのもので、その他の目的上 IFFIm の債券の地位に影響を与えることはない。）、ならびに(g)恒久大券に交換される部分の仮大券および1つ以上の確定様式の IFFIm の債券と交換される大券のうち、いずれの場合もかかる大券の規定に従って交換された部分の IFFIm の債券を除く債券をいう。ただし、(1)債権者集会に出席し議決権を行使する権利を確定すること、(2)要項の第10条、第11条および第12条、ならびに債券信託証書の別紙3の目的において、未償還の IFFIm の債券の数を決定すること、ならびに(3)トラスティーが IFFIm の債券所持人の利益に関して、またそれを基準に、明示または黙示を問わず、行使することが要求されている裁量、権限、権能を行使することを目的とする場合、実質的に発行者によりまたは発行者のために保有され、消却されていない IFFIm の債券は（同条件で保有されている限り）未償還であるとはみなされない。IFFIm の債券にかかる「未償還」は上記に従い解釈される。

「恒久大券」とは、無記名式恒久大券をいう。

「プライシング・サプルメント」とは、本プログラムに基づき IFFIm の債券の発行に関連して作成されたまたは作成される予定のプライシング・サプルメントをいう。

「手続覚書」とは、（とりわけ）適格国向けプログラムへの資金提供申請および非特定国向けプログラムへの資金提供申請の承認に関する運営手続およびガイドラインならびに継続プログラム監視手続を規定している金融枠組み協定の別紙に含まれる手続覚書をいい、かかる文書は、随時、金融枠組み協定の第26.2条に従い変更することができる。

「本プログラム」とは、プロスペクタスに記載されているグローバル債券発行プログラムをいう。

「プロスペクタス」とは、本プログラムに関する2011年8月24日付の簡略基本目論見書（その時々による修正または補足を含む。）をいう。

「長期遅延」とは、特定国によるあらゆる IMF 金融債務の不履行をいい、かかる不履行が、IMF 金融債務の対象である関連金額の当初の支払期日から6暦月またはそれ以上継続している場合である。

「減額幅」とは、いずれかの寄付金支払日における寄付金支払に関して、財務マネージャーが、減額幅算式に従って決定した関連ある各特定国に関する金額をいう。

「減額幅算式」とは、各寄付金協定の別紙3に規定される算式をいう。

「参照ポートフォリオ」とは、各寄付金協定の別紙2に規定される特定国から成るポートフォリオをいう。

「関連事項」とは、金融枠組み協定の第14.1条に定められている意味を有する。

「関連資金調達期間」とは、各暦四半期をいう。ただし、最初の関連資金調達期間は、財務マネージャーおよび IFFIm により合意された期間とする。

「S&P」とは、ザ・マグロウヒル社の一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービズまたは S&P の格付け機関連務の承継者をいう。

「特定国」とは、各寄付金協定の別紙2に規定されている参照ポートフォリオの一部を形成するいずれかの国をいう。かかる別紙は、特定国からの脱退または特定国の合併を考慮して、随時更新される。ただし、あらゆる承継国もまた IMF の加盟国であるものとする。

「仮大券」とは、無記名式仮大券をいう。

「GAVI ファンド・アフィリエイト」とは、英国 ロンドン市 EC2A 2RS プリムローズストリート 20、ザ・ブロードゲート・タワー 3 階（The Broadgate Tower, Third Floor, 20 Primrose Street, London EC2A 2RS, United Kingdom）に登録住所を有し、登録番号 5830438 および慈善団

体番号 1115297 を持つ、イングランドおよびウェールズ法に基づいて設立された法人をいう。

「取引文書」とは、金融枠組み協定、プロスペクタス、各ローン協定、債券信託証書、IFFIm の債券、各譲渡契約、代理人契約、ディーラー契約、デリバティブ取引に関して発行者が相手方と締結した協定、あらゆる債券発行契約、各寄付金協定、各寄付金支払管理協定、財務管理契約および GAVI ファンド・アフィリエイト口座協定の各々、ならびに財務マネージャーが指定するその他の文書、またはそのいずれかをいう。

「財務管理契約」とは、財務マネージャーおよび発行者間で締結された財務管理サービスの提供に関する 2006 年 9 月 29 日付の契約（その後の補足、変更、修正および/または代替を含む。）をいう。

「財務管理サービス」とは、財務管理契約において定められる意味を有する。

「財務マネージャー」とは、財務管理契約の規定により財務マネージャーの職務を担う世銀、または財務管理契約の規定に従って随時任命される、財務管理契約に基づき財務管理サービスを遂行する能力を有し、世銀と同等の格付を有する承継または代替の多国籍開発銀行をいう。

「トラスティー」とは、シティコープ・トラスティー・カンパニー・リミテッドをいう。

5. 経理の状況

KPMG LLP は、2010年12月31日に終了した会計年度につき IFFIm の監査人として任命された。以下の情報は、2010年12月31日に終了した年度についてのトラスティの報告書および年次財務書類から重大な調整をせずに抜粋されており、2005年3月に発行された会計実務勧告書「慈善団体による会計および報告」および2006年英国会社法の規定に従って作成されている。

収支計算書

単位：千米ドル	2010年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金	2009年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金
<u>収入</u>		
寄付金収入	401,608	87,137
<u>業務費用</u>		
GFAへのプログラム補助金	400,000	620,485
財務マネージャーへの報酬	2,212	1,965
ガバナンス費用	2,934	2,985
業務費用合計	405,146	625,435
<u>その他の業務収益</u>		
無償で提供されたサービス	835	842
業務損失	(2,703)	(537,456)
<u>金融および投資収益（費用）</u>		
<u>債券および債券スワップに関する</u>		
<u>金融収益（費用）：</u>		
債券および債券スワップに関する		
公正価値利得（純額）	132,589	80,186
債券支払利息	(132,437)	(110,554)
債券および債券スワップに関する		
金融収益（費用）（純額）	152	(30,368)
<u>その他金融収益（費用）：</u>		
誓約金および誓約金スワップに関する		
公正価値利得（損失）（純額）	18,074	(9,522)
その他為替利益（損失）	940	(1,255)
その他金融費用	(6,586)	(8,091)
その他金融収益（費用）（純額）	12,428	(18,868)
<u>投資収益：</u>		
投資収益および受取利息	5,670	10,773
金利オーバーレイ・スワップに関する		
公正価値利得	285	-
金融および投資収益（費用）合計	18,535	(38,463)
当年度剰余金（欠損金）	15,832	(575,919)

財務活動報告書

単位：千米ドル	2010年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金	2009年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金
<u>生成資金からの収入</u>		
<u>任意収益：</u>		
寄付金収入	401,608	87,137
無償で提供されたサービス	835	842
任意収益合計	402,443	87,979
投資収益および受取利息	5,670	10,773
生成資金からの収入合計	408,113	98,752
<u>支出</u>		
<u>資金生成費用：</u>		
財務マネージャーへの報酬	2,212	1,965
金融費用	139,023	118,645
資金生成費用合計	141,235	120,610
慈善活動	400,000	620,485
ガバナンス費用	2,934	2,985
支出合計	544,169	744,080
支出純額	(136,056)	(645,328)
誓約金、債券およびスワップに関する 公正価値利得（純額）	151,888	69,409
資金の変動純額	15,832	(575,919)
期首の資金合計	937,343	1,513,262
期末の資金合計	953,175	937,343

収入および支出はすべて継続事業から派生しており、本報告書に含まれているもの以外の利得および損失はなかった。

貸借対照表

単位：千米ドル	2010年12月31日現在	2009年12月31日現在
<u>非流動資産</u>		
1年超後に期限到来する政府誓約金	3,007,991	2,731,679
<u>流動資産</u>		
デリバティブ金融商品	460,740	326,648
1年以内に期限到来する政府誓約金	163,588	150,424
期限前返済	424	396
<u>現金および信託資金：</u>		
現金	2,442	772
信託資金	1,565,302	1,082,285
現金および信託資金合計	1,567,744	1,083,057
流動資産合計	2,192,496	1,560,525
<u>流動負債</u>		
デリバティブ金融商品	320,270	305,048
1年以内に期限到来する債務	1,079,932	267,490
GFAへの補助金	517,064	437,064
流動負債合計	1,917,266	1,009,602
純流動資産	275,230	550,923
流動負債を控除した資産合計	3,283,221	3,282,602
1年超後に期限到来する債務	2,330,046	2,345,259
純資産	953,175	937,343
使途限定資金	953,175	937,343

キャッシュ・フロー報告書

単位：千米ドル	2010年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金	2009年12月31日に 終了した年度の 使途限定資金
事業活動からの キャッシュ・アウトフロー純額	(22,984)	(69,551)
<u>投資収益および資金調達の運用</u>		
投資収益および受取利息	5,670	10,773
債券支払利息	(132,437)	(110,554)
<u>流動財源の管理</u>		
信託資金の増加	(483,017)	(936,923)
資金調達活動前の キャッシュ・アウトフロー純額	(609,784)	(1,036,704)
<u>資金調達活動によるキャッシュ・インフロー</u>		
債券発行による手取金	634,438	1,106,635
現金の変動純額	1,670	380
現金の期首残高	772	392
現金の期末残高	2,442	772

資金の変動純額および事業活動からのキャッシュ・アウトフロー純額の調整

単位：千米ドル	2010年	2009年
資金の変動純額	15,832	(575,919)
投資収益および受取利息	(5,670)	(10,773)
債券支払利息	132,437	110,554
政府誓約金に関する公正価値利得	(72,561)	(219,445)
債券に関する公正価値損失	161,136	213,980
誓約金の当初公正価値	(401,608)	(87,137)
寄付国から受領した支払額	184,693	165,662
期限前返済の（増加）減少額	(28)	46
デリバティブ金融商品の（増加）減少額	(118,870)	19,066
買掛金、関連当事者への未払金額および 未払債券利息の増加額	894	23,957
誓約金に関する前受金の増加額	761	-
GFAに対する補助金の増加額	80,000	290,458
事業活動からのキャッシュ・アウトフロー純額	(22,984)	(69,551)